

昭和六十一年通商産業省令第八十八号

コンビナート等保安規則

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、コンビナート等保安規則（昭和五十年通商産業省令第三十八号）の全部を改正する省令を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 高圧ガスの製造に係る許可等

第一節 高圧ガスの製造に係る許可（第三条・第三条の二）

第二節 技術上の基準

第一款 製造施設（第四条―第七条の二）

第二款 導管（第八条―第十条）

第三款 連絡（第十一条）

第三節 変更の工事に係る許可等（第十二条―第十四条）

第四節 完成検査（第十五条―第二十条）

第三章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出（第二十一条）

第四章 自主保安のための措置（第二十二条―第三十三条）

第五章 保安検査及び定期自主検査

第一節 保安検査（第三十四条―第三十七条）

第二節 定期自主検査（第三十八条・第三十八条の二）

第六章 危険時の措置（第三十九条）

第七章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第四十条―第四十九条の七）

第七章の二 指定設備に係る認定等（第四十九条の八―第四十九条の十五）

第八章 雑則（第五十条―第五十七条）

附則

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）に基づいて、特定製造事業所における高圧ガス（冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の適用を受ける高圧ガスを除く。以下同じ。）の製造（地盤面に対して移動することができず設備による製造を除く。）に関する保安について規定する。

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩

化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブ

タジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他

のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）

イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が十パーセント以下のもの

ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの

二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロブレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ

化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ふっ素、ブ

ロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二

条第一項に規定する毒物

三 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ばを発生させるもの

四 特定液化石油ガス 液化石油ガスの分離又は精製のための設備及び液化石油ガス以外の高圧ガスの原料に係る液化石油ガスの貯蔵設備における液化石油ガス以外の液化石油ガスであつて、炭

素数三又は四の炭化水素を主成分とするもの

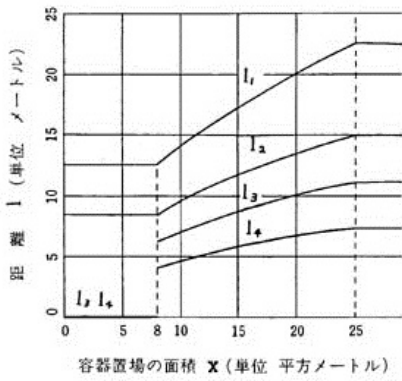
五 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園

ロ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院

- ハ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、収容定員三百人以上のもの
- ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七十七条の児童福祉施設、（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの
- ホ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建築物
- ヘ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設
- ト 一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム
- チ 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの
- 六 第二種保安物件 第一種保安物件以外の建築物であつて、住居の用に供するもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）
- 七 保安物件 第一種保安物件及び第二種保安物件から保安のための宿直施設を除いたもの
- 八 貯槽 高压ガスの貯蔵設備であつて、地盤面に対して移動することができないもの
- 九 低温貯槽 大気圧における沸点が零度以下のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態での貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの
- 九の二 液化石油ガス岩盤貯槽 液化石油ガスを貯蔵するための貯槽（当該貯槽の内面の零パスカルを超える圧力を受ける部分に岩盤を使用するものに限る。）であつて、当該貯槽の周囲に作用する水圧により液化石油ガスの漏えいを防止する機能（以下「水封機能」という。）を有するもの
- 十 貯蔵能力 貯蔵設備に貯蔵することができる高压ガスの数量であつて、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては次のイの算式により、液化ガスの貯蔵設備にあつては次のロの算式（貯蔵設備が容器である場合には次のハの算式）により得られたもの
- イ $Q = (10P + 1) \cdot V_1$
- ロ $W = C_1 \cdot W_2$
- ハ $W = V_2 / C_2$
- これらの式において、Q、P、V₁、W、C₁、w、V₂及びC₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- Q 貯蔵設備の貯蔵能力（単位 立方メートル）の数値
- P 貯蔵設備の温度三十五度（アセチレンガスにあつては、温度十五度）における最高充填圧力（単位 メガパスカル）の数値
- V₁ 貯蔵設備の内容積（単位 立方メートル）の数値
- W 貯蔵設備の貯蔵能力（単位 キログラム）の数値
- C₁ 〇・九（低温貯槽にあつてはその内容積に対する液化ガスの貯蔵が可能な部分の容積の比の値、液化石油ガス岩盤貯槽にあつては〇・九七）
- w 貯槽の常用の温度における液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値
- V₂ 貯蔵設備の内容積（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、貯蔵が可能な部分の内容積）（単位 リットル）の数値
- C₂ 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二十二條に規定する数値
- 十一 充填容器 現に高压ガス（高压ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の二分の一以上減少していないものに限る。）を充填してある容器
- 十二 残ガス容器 現に高压ガスを充填してある容器であつて、充填容器以外のもの
- 十三 製造設備 製造のための設備（地盤面に対して移動することができるものを除く。）
- 十三の二 コールド・エバポレータ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（第十九号ハの処理設備を除く。）を有するものを除く。）
- 十四 特定液化石油ガススタンド 特定液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該特定液化石油ガスを直接充填するための処理設備を有する製造設備
- 十五 圧縮天然ガススタンド 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮天然ガスを充填するための処理設備を有する製造設備
- 十五の二 液化天然ガススタンド 液化天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該液化天然ガスを充填するための処理設備を有する製造設備
- 十五の三 圧縮水素スタンド 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する製造設備
- 十六 ガス設備 製造設備（製造に係る導管を除く。）のうち、製造をする高压ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分
- 十七 高压ガス設備 ガス設備のうち、高压ガスが通る部分

- 十八 処理設備 圧縮、液化その他の方法でガスを処理することができる設備であつて、高圧ガスを製造するもの
- 十九 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの
- イ ポンプ $Q1 \parallel W1 \times 24 \times \rho \times 22.4 / M$
- ロ 圧縮機 $Q2 \parallel W2 \times 24$
- ハ 蒸発器 $Q3 \parallel W3 \times 24 \times 22.4 / M$
- ニ 凝縮器 $Q4 \parallel W4 \times 24 \times 22.4 / M$
- ホ 反応器
- (イ) 反応器において高圧ガスが消費される場合 $Q5 \parallel q5$
- (ロ) (イ)に該当する場合を除き、反応器の出口側に処理設備（減圧弁を除く。）が接続される場合 $Q6 \parallel q6$
- (ハ) (イ)に該当する場合を除き、反応器の出口側に減圧設備（処理設備である減圧弁を含む。）が接続される場合 $Q7 \parallel q7$
- ヘ 精留塔又は分留塔 $Q8 \parallel Q3 + Q4$
- ト その他処理設備
- (イ) アキユムレータ $Q9 \parallel V9 \times 10P9$
- (ロ) バッチ処理釜 $Q10 \parallel V10 \times 10P10 \times n$
- (ハ) 内部冷却器付貯槽 $Q11 \parallel V11 \times 10P11$
- (ニ) 加圧蒸発器付貯槽 $Q12 \parallel (10P12 + 1) \times 0.9 \leq 12$
- (ホ) 加圧蒸発器付低温貯槽
- (ハ) ① 気化ガスを取り出す場合 $Q13 \parallel W13 / (22.4 / M \times \rho \times 10000) \times (10P13 + 1) \times 24$
- ② 液化ガスを取り出す場合 $Q13 \parallel (10P13 + 1) \times 0.9 \leq 13$
- (ハ) 処理設備である減圧弁 $Q14 \parallel 0$
- チ 水電解水素発生昇圧装置（水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下同じ。） $Q15 \parallel W15 \times 24$
- 備考 これらの式において、 $Q1$ 、 $W1$ 、 ρ 、 M 、 $Q2$ 、 $W2$ 、 $Q3$ 、 $W3$ 、 $Q4$ 、 $W4$ 、 $Q5$ 、 $q5$ 、 $Q6$ 、 $q6$ 、 $Q7$ 、 $q7$ 、 $Q8$ 、 $Q9$ 、 $P9$ 、 $Q10$ 、 $V10$ 、 $P10$ 、 n 、 $Q11$ 、 ≤ 11 、 $P11$ 、 $Q12$ 、 $P12$ 、 $V12$ 、 $Q13$ 、 $W13$ 、 $P13$ 、 ≤ 13 、 $Q14$ 、 $Q15$ 及び $W15$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- Q1 ポンプの処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- W1 ポンプの能力の数値（ポンプの能力は、ポンプの性能曲線における最大稼働した場合の吐出量の値とする。）（単位 リットル毎時）
- ρ 液密度の数値（液密度は、常用の温度の範囲において最大となる値とする。）（単位 キログラム毎リットル）
- M 分子量の数値
- Q2 圧縮機の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- W2 圧縮機の能力の数値（圧縮機の能力は、圧縮機の性能曲線における最大稼働した場合の吐出量の値とする。）（単位 立方メートル毎時）
- Q3 蒸発器の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- W3 蒸発器の公称能力の数値（単位 キログラム毎時）
- Q4 凝縮器の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- W4 凝縮器の公称能力の数値（単位 キログラム毎時）
- Q5 反応器の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- q5 当該反応器に係る高圧ガスの流入量の数値（単位 立方メートル毎時）
- Q6 反応器の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- q6 反応器の出口側に接続される処理設備（減圧弁を除く。）の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- Q7 反応器の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- q7 反応器の出口側に接続される減圧設備（処理設備である減圧弁を含む。）に係る高圧ガスの流入量の数値（単位 立方メートル毎時）
- Q8 精留塔又は分留塔の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- q8 精留塔又は分留塔の処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- Q9 アキユムレータの処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）
- V9 アキユムレータの内容積の数値（単位 立方メートル）
- P9 アキユムレータの最高圧縮圧力の数値（単位 メガパスカル）



- Q10 バッチ処理釜の処理能力の数値(単位 立方メートル毎日)
- V10 バッチ処理釜の内容積の数値(単位 立方メートル)
- P10 バッチ処理釜の最高圧縮圧力の数値(単位 メガパスカル)
- n 最高圧縮圧力による処理で一日に可能な最高処理回数(単位 回)
- Q11 内部冷却器付貯槽の処理能力の数値(単位 立方メートル毎日)
- V11 内部冷却器付貯槽の内容積の数値(単位 立方メートル)
- P11 内部冷却器付貯槽の常用の圧力の数値(単位 メガパスカル)
- Q12 加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値(単位 立方メートル毎日)
- P12 加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値(単位 メガパスカル)
- V12 加圧蒸発器付貯槽の内容積の数値(単位 立方メートル)
- Q13 加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値(単位 立方メートル毎日)
- W13 高圧ガスの取り出し部に接続される送ガス用蒸発器の公称能力の数値(単位 立方メートル毎時)
- V13 加圧蒸発器付低温貯槽の常用の圧力の数値(単位 メガパスカル)
- Q14 処理設備である減圧弁の処理能力の数値(単位 立方メートル毎日)
- Q15 水電解水素発生昇圧装置の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)
- W15 水電解水素発生昇圧装置の能力の数値(水電解水素発生昇圧装置の能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働した場合の水素製造量の値とする。)(単位 立方メートル毎時)
- 二十 製造事業所 処理能力が百立方メートル(不活性ガス又は空気にあつては、三百立方メートル)以上の処理設備を有する製造設備を使用して高圧ガスの製造をする者の当該製造をする事業所
- 二十一 コンビナート地域 製造事業所が集中して設置され、又は設置されることが予定されている地域であつて、当該地域内の製造事業所において製造をする高圧ガスの容積の合計が著しく大であり、又は大となると見込まれるものとして別表第一に掲げる地域
- 二十二 特定製造事業所 次のイからハまでに掲げる製造事業所
- イ コンビナート地域内にある製造事業所(専ら燃料の用に供する目的で高圧ガスの製造をし、又は専ら高圧ガスを容器に充填するものであつて貯蔵能力が二千立方メートル又は二十トン以上の可燃性ガスの貯槽を設置していないもの及び専ら不活性ガス及び空気の製造をするものを除く。)
- ロ 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力(不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。以下この号において同じ。)が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百万立方メートル)以上の製造事業所
- ハ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域(工業専用地域及び工業地域を除く。)内にある保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が五十万立方メートル(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、百万立方メートル)以上の製造事業所
- 二十三 第一種製造者 法第五条第一項の許可を受けた者
- 二十四 特定製造者 特定製造事業所において高圧ガスの製造をする第一種製造者
- 二十五 第一種置場距離 次の図における容器置場の面積(単位 平方メートル)に対応する距離(単位 メートル)であつて、11によつて表されるもの

備考

1 xは、容器置場の面積(単位 平方メートル)を表すものとする。
 2 1 1、1 2、1 3及び1 4とxとの関係は、それぞれ次の表のとおりとする。

1	1	0	8	2	2
1	1	0	8	2	5
1	1	0	8	x	x
1	2	6	3	x	1
1	1	9	4	5	2
1	1	9	2	5	5
1	3	0	2	2	5
1	4	0	1	5	7
			5	x	5

二十六 第二種置場距離 前号の図における容器置場の面積(単位 平方メートル)に対応する距離(単位 メートル)であつて、1 2によつて表されるもの
 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

第二章 高压ガスの製造に係る許可等

第一節 高压ガスの製造に係る許可

(特定製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高压ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該特定製造者のその許可に係る特定製造事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2 前項の製造計画書には、第一号から第六号までに掲げる事項を記載し、第七号に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 製造の目的
- 二 処理設備の処理能力
- 三 処理設備の性能
- 四 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
- 五 製造施設を設計・施工するに当たつて保安上特に配慮した事項
- 六 移設、転用、再使用又はこれらの併用(以下「移設等」という。)に係る高压ガス設備にあつては、当該高压ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
- 七 製造のための施設(以下「製造施設」という。)の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び付近の状況を示す図面

(法第七条第三号の経済産業省令で定める者)

第三条の二 法第七条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により高压ガスの製造を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
 2 法第五条第一項第一号の許可を受けた者、法人であつてその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、高压ガスの製造の適正な実施が著しく困難となつたときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

第二節 技術上の基準

第一款 製造施設

(特定製造者に係る技術上の基準)

第四条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第七条の三まで及び第九条から第十一条までに定めるところによる。

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 製造施設(製造設備がワールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。)における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

- 一 事業所の境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標を掲げること。
- 二 可燃性ガスの製造施設は、その貯蔵設備(地盤面下に埋設されたジメチルエーテルの貯蔵設備であつて、経済産業大臣が保安距離(保安物件に対し、五十メートル又は次に掲げる算式により得られた距離(可燃性ガス低温貯槽について当該得られた距離が液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第六条第一項第二号若しくは第八条第一項第一号又は一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第六条第一項第二号の規定の例による距離(第一種保安物件に対するものに限る。))に満たない場合にあつては、当該規定の例による距離)のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離をいう。以下この号において同じ。)を有することと同等の安全性を有するものとして認められた措置を講じているものを除く。)及び処理設備(経済産業大臣が定めるものを除く。)の外面から、保安距離(液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、水封機能により気密性を有する部分に囲まれた空間に通じる金属製の配管(以下「金属管」という。)を設けた坑(以下「配管堅坑」という。)の内面から保安物件に対し五十メートル以上の距離)を有すること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

X || 0 . 4 8 0 3 ~ (K · W)

この式において、X、K及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 X 有しなればならない距離(単位メートル)の数値
 K ガスの種類及び常用の温度の区分に応じて別表第二に掲げる数値
 W 貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値
 W 貯蔵設備 液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力(単位 トン)の数値の平方根の数値(貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力(単位 トン)の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力(単位 立方メートル)を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量(単位 トン)に換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値)
 処理設備 処理設備内にあるガスの質量(単位 トン)の数値

備考
 1 貯蔵設備内に二以上のガスがある場合においては、それぞれのガスの量(単位 トン)の合計量の平方根の数値にそれぞれのガスの量の当該合計量に対する割合を乗じて得た数値に、それぞれのガスに係るKを乗じて得た数値の合計により、Xを算出するものとする。
 2 処理設備内に二以上のガスがある場合においては、それぞれのガスについてK・Wを算出し、その数値の合計により、Xを算出するものとする。
 三 次の表の第一欄に掲げる製造施設に対する前号の規定の適用については、同欄に掲げる製造施設の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

製造施設の区分		読み替えられる字句	読み替える字句
一 既存製造施設のうち、防護壁を設置しているもの(第四項に規定する貯槽を除く。)	保安物件	0.480	0.290
二 新設製造施設(次項から第五項までに規定する貯槽を除く。)	保安物件	0.480	当該特定製造事業所の境界線(当該境界線に接続する海、河川、湖沼その他経済産業大臣が定める施設(以下この表において「施設等」という。))又は当該特定製造事業所において高圧ガスの製造をする者が所有し、若しくは地上権、貸借権その他の土地の使用を目的とする権利を設定している土地がある場合にあつては、当該施設等又は土地の外縁)
三 新設貯槽のうち、防護壁を設置するもの(次項に規定する貯槽を除く。)	保安物件	0.480	当該特定製造事業所の境界線(当該境界線に接続する施設等又は当該特定製造事業所において高圧ガスの製造をする者が所有し、若しくは地上権、貸借権その他の土地の使用を目的とする権利を設定している土地がある場合にあつては、当該施設等又は土地の外縁)
四 可燃性ガスの液化ガスの貯槽であつて、その全部又はその一部を地盤下に埋設するもの	保安物件	0.480	0.348 当該特定製造事業所の境界線(当該境界線に接続する施設等又は当該特定製造事業所において高圧ガスの製造をする者が所有し、若しくは地上権、貸借権その他の土地の使用を目的とする権利を設定している土地がある場合にあつては、当該施設等又は土地の外縁)
五 液化石油ガス岩盤貯槽	保安物件	0.480	0.240 当該特定製造事業所の境界線(当該境界線に接続する施設等又は当該特定製造事業所において高圧ガスの製造をする者が所有し、若しくは地上権、貸借権その他の土地の使用を目的とする権利を設定している土地がある場合にあつては、当該施設等又は土地の外縁)

備考
 一 この表において既存製造施設とは、コンビナート等保安規則(昭和五十年通商産業省令第三十八号。以下「旧省令」という。)の施行の際現に設置されている製造施設及び旧省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けて設置又は変更の工事に着手している製造施設並びにこれらの製造施設について旧省令の施行後法第十四条第一項の許可を受けて行われる軽易な変更の工事に係る製造施設をいう。
 二 この表において新設製造施設とは、旧省令の施行後法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けて設置される製造施設(軽易な変更に係るものを除く。)であつて特定製造事業所(当該製造施設の設置により特定製造事業所となる製造事業所を含む。)に係るものをいう。
 三 この表において新設貯槽とは、旧省令の施行後法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けて設置される貯槽(軽易な変更に係るものを除く。)であつて専ら高圧ガスの充填を行う特定製造事業所(工業専用地域又は工業地域内にあるものに限る。)に係るものをいう。
 四 この表において可燃性ガスの液化ガスの貯槽であつてその全部又は一部を地盤下に埋設するものとは、旧省令の施行後法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けて設置される貯槽であつて特定製造事業所(当該貯槽の設置により特定製造事業所となる製造事業所を含む。)に係るものをいう。
 五 防護壁は、用地の取得、製造施設の移転等を行うことが極めて困難であるため、前号(新設貯槽について、この号の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定によることが困難であることについて経済産業大臣の認定を受けた製造施設について、経済産業大臣が適切と認める構造で、経済産業大臣が適切と認める場所に設置するものに限る。

四 毒性ガスの製造施設は、次に掲げる距離以上の距離を有すること。

イ 製造施設（ロに掲げるガス設備及び第六十五号に規定する容器置場並びに経済産業大臣が定める設備及び施設を除く。）の外側から当該特定製造事業所の境界線（特定製造事業所が複数の事業所に分割される（製造施設、設備及び製造の方法が変更されていない場合に限る。）ことに伴って、新たに設けられた境界線のうち経済産業大臣が定めるものを除く。）まで二十メートルを有する製造施設（経済産業大臣が定めるものを除く。）の外側から保安物件まで 当該ガス設備に係る貯蔵設備又は処理設備の貯蔵能力又は処理能力に対応する距離であつて、次に掲げる算式により得られたもの

- (イ) $0.0001 \times L^2 + 4$ 、 1.0
 (ロ) $1,000.0001 \times L + 10$ 、 $0.0001 \times L^2 + 2/5 \times X$
 (ハ) $10,000.0001 \times X$ の場合 $L \geq 110$

備考 これらの式において、L及びXは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L ガス設備の外側から保安物件までの距離（単位：メートル）

X 貯蔵能力（単位：圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム）又は処理能力（単位：立方メートル）

五 第二号及び第四号に規定するガス以外のガスの製造施設は、その貯蔵設備及び処理設備（経済産業大臣が定めるものを除く。）の外側から、保安物件に対し、五十メートル以上の距離を有すること。

六 第二号及び前号の規定に基づき経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備並びに第四号ロの規定に基づき経済産業大臣が定めるガス設備に係る貯蔵設備及び処理設備は、その外側から、保安物件に対し、液化石油ガス保安規則第六條第一項第二号若しくは第三号、第八條第一項第一号若しくは第二号又は一般高圧ガス保安規則第六條第一項第二号の規定の例による距離以上の距離を有すること。

七 製造施設は、その貯蔵設備及び処理設備の外側（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅坑の内面）から、保安のための宿直施設（当該特定製造事業所に存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）に対し、当該製造施設に係る高圧ガスの種類に応じ、液化石油ガス保安規則第六條第一項第二号若しくは第三号、第八條第一項第一号若しくは第二号又は一般高圧ガス保安規則第六條第一項第二号の規定の例による距離以上の距離を有すること。

八 製造設備（経済産業大臣が定めるものを除く。以下この号において同じ。）は、その外側（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅坑の内面）から、当該特定製造事業所の境界線（当該特定製造事業所に隣接する製造事業所に対するもの（特定製造事業所が複数の事業所に分割される（製造施設、設備及び製造の方法が変更されていない場合に限る。）ことに伴って、新たに設けられた境界線のうち経済産業大臣が定めるものを除く。）に限る。）に対し、二十メートル以上の距離を有すること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている製造設備、又は経済産業大臣が定める条件に適合する特定製造事業所に係る製造設備であつて、その外側から、当該特定製造事業所に隣接する製造事業所に係る製造設備に対し三十メートル以上の距離を有するものについては、この限りでない。

九 特定製造事業所の敷地のうち通路、空地等により区画されている区域であつて高圧ガス設備が設置されているものは、保安区画（面積が二万平方メートル以下（面積の計算方法は別に経済産業大臣が定めるものに限る。）に区分すること。ただし、高圧ガスの製造の工程上密接な関連を有する高圧ガス設備が設置されている土地の区域であつて、当該区域を二以上の保安区画に区分することにより当該高圧ガス設備に係る保安の確保に支障を及ぼすこととならざる限り）と認められる場合にあつては、この限りでない。

十 保安区画内の高圧ガス設備（配管を除き、当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。以下この号において同じ。）は、次の基準に適合するものであること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

イ その外側（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅坑の内面）から、当該保安区画に隣接する保安区画内にある高圧ガス設備に対し、三十メートル以上の距離を有すること。

ロ その燃焼熱量の数値（当該高圧ガス設備に係る貯蔵設備及び処理設備についての第二号の算式中的K・Wの合計に 4.18605×10^3 を乗じて得られた値をいう。以下この条において同じ。）は、一・五テラジュール以下であること。

十一 可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く。）の製造設備の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。）は、その外側（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅坑の内面）から当該製造設備以外の可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限る。圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備を除く。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。ただし、第九條又は第十條に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。

十二 可燃性ガスの貯蔵（燃焼熱量の数値が五十・ニギガジュール以上）の貯蔵能力を有するものに限る。は、その外側（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅坑の内面）から、貯槽以外の燃焼熱量の数値が五十・ニギガジュール以上である高圧ガス設備及び処理能力が二十万立方メートル以上である圧縮機（当該貯槽の冷却のために用いられるものを除く。）に対し、三十メートル以上の距離を有すること。

十三 可燃性ガスの貯蔵（貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上）のものに限る。以下この号において同じ。は、その外側（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅坑の内面）から、他の可燃性ガス又は酸素の貯蔵に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯蔵の最大直径（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅坑の最大直径）の和の四分の一のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。

十四 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特性不活性ガスが通る部分に限る。は、その外側（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅坑の内面）から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下第七條第一項第六号、同條第二項第十八号、第七條の二第一項第十九号、第七條の三第一項第十号及び同條第二項第二十七号において「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

十五 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）は、気密な構造とすること。

十六 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る。以下この号において同じ。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

十七 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備その他設計上常用の圧力の一・五倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要がある設備（以下「第二種特定設備等」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三条に規定する特定設備（以下単に「特定設備」という。）であつて特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格したもの又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格したものであつて使用開始前のもについては、この限りでない。

十八 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格したものであつて使用開始前のもについては、この限りでない。

十九 高圧ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

二十 高圧ガス設備（第二十五号の特殊反応設備及び特定液化石油ガスの高圧ガス設備を除く。）には、経済産業大臣が定めるところにより、温度計を設け、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講ずること。

二十一 高圧ガス設備（第二十五号の特殊反応設備を除く。）には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。

二十二 前号の規定により設けた安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち安全弁又は破裂板には、放出口を設けること。この場合において、放出口の開閉部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

二十三 高圧ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機、液化石油ガス岩盤貯槽及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽（貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び第六十四号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。

二十四 塔（高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。以下この号において同じ。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。以下この号において同じ。）及び配管（高圧ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）であつて、地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この号において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの又は塔槽類（塔及び貯槽をいう。）から地震防災遮断弁までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

二十五 高圧ガス設備のうち、反応器又はこれに類する設備であつて著しい発熱反応又は副次的に発生する二次反応により爆発等の災害が発生する可能性が大きいものとして経済産業大臣が定めるもの（以下「特殊反応設備」という。）には、当該特殊反応設備の態様に応じてその内部における反応の状況を的確に計測し、かつ、当該特殊反応設備内の温度、圧力及び流量等が正常な反応条件を逸脱し、又は逸脱するおそれがあるときに自動的に警報を発することができる内部反応監視装置を設けること。この場合において、当該内部反応監視装置のうち異常な温度又は圧力の上昇その他の異常な事態の発生を最も早期に検知することができるものは、計測結果を自動的に記録することができるものであること。

二十六 特殊反応設備には、製造をする高圧ガスの種類、温度及び圧力並びに当該特殊反応設備の態様に応じ、当該特殊反応設備が危険な状態となることを安全に、かつ、有効に防止するための措置を講ずること。

二十七 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガス設備（貯槽を除く。）のうち特殊反応設備又はその他の高圧ガス設備であつて当該高圧ガス設備に係る事故の発生が直ちに他の製造設備に波及するおそれのあるものについては、特殊反応設備又はこれに類する高圧ガス設備にあつては当該特殊反応設備又は高圧ガス設備ごとに、その他のものにあつては当該高圧ガス設備が属する製造の主要な工程に係る二以上の高圧ガス設備のうち必要なものに緊急時に安全に、かつ、速やかに遮断するための措置（計器室において操作することができる措置又は自動的に遮断する措置に限る。）を講ずること。

二十八 可燃性ガス又は毒性ガスの高圧ガス設備のうち、特殊反応設備、燃焼熱量の数値が五十・二ギガジュールを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。）及び前号の規定により緊急時の遮断の措置を講じた製造の主要な工程に属する高圧ガス設備のうちいずれか一のものには、当該設備に係るガスの種類、量、性状、温度、圧力等に応じ、異常な事態が発生した場合に当該設備内の内容を当該設備外に緊急かつ安全に移送し、及び処理することができる措置を講ずること。ただし、緊急移送を行うことが保安上好ましくないものについては、この限りでない。

二十九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。

三十 削除

三十一 可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く。以下この号において同じ。）若しくは毒性ガスの貯槽又はこれらの貯槽以外の貯槽であつて可燃性ガスの貯槽の周辺若しくは可燃性物質を取り扱う設備の周辺にあるもの及びこれらの支柱には、温度の上昇を防止するための措置を講ずること。

三十二 地盤面上に設置する特定液化石油ガスの貯槽及びその支柱には、十分な耐熱性を有するするための措置又は当該貯槽及びその支柱を有効に冷却するための措置を講ずること。

三十三 液化ガスの貯槽には、液面計（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽（可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスのものに限る。）とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による漏えいを防止するための措置を講ずること。

三十四 可燃性ガス低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講ずること。

三十五 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（可燃性ガスの液化ガスの貯槽（液化石油ガス岩盤貯槽を除く。）にあつては貯蔵能力が五百トン以上、毒性ガスの液化ガスの貯槽にあつては貯蔵能力が五トン以上、酸素の液化ガスの貯槽にあつては貯蔵能力が千トン以上のものに限る。）の周囲には、液状の当該ガスが漏えいした場合にその流出を防止するための措置を講ずること。

三十六 前号に規定する措置のうち、防液堤又は施設を設置する場合には、その内側及びその外面から十メートル（貯蔵能力が千トン未満の可燃性ガスの液化ガスの貯槽に係るものにあつては八メートル、毒性ガスの液化ガスの貯槽に係るものにあつては毒性ガスの種類及び貯蔵能力に応じて経済産業大臣が定める距離）以内には、当該貯槽の付属設備その他の設備又は施設であつて経済産業大臣が定めるもの以外のものを設けないこと。ただし、配管（当該貯槽に係るものを除く。）であつて、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

三十七 特定液化石油ガスの貯槽は、第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であつて、経済産業大臣が指定するものにおいては、地盤面下に埋設すること。

三十八 地盤面下に埋設する特定液化石油ガスの貯槽は、次の基準に適合するものであること。

イ 貯槽は、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる十分な強度を有し、防水措置を講じた室（以下「特定液化石油ガス貯槽室」という。）に設置し、かつ、当該特定液化石油ガス貯槽室内に漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずること。ただし、腐食を防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該貯槽を特定液化石油ガス貯槽室に設置しないことができる。

ロ 第六号の規定により適用される液化石油ガス保安規則第六条第一項第三号又は第三十七号の規定により地盤面下に埋設することとなる貯槽は、その頂部が、〇・六メートル以上地盤面から下にあること。

ハ 貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

三十九 地盤面下にその一部を埋設して設置する特定液化石油ガスの貯槽には、当該貯槽の地盤面下にある部分の腐食を防止する措置を講ずること。

四十 アルシン、五フツ化ヒ素、五フツ化リン、三フツ化窒素、三フツ化ホウ素、三フツ化リン、ジシラン、四フツ化硫黄、四フツ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマシ又はモノシラン（以下「アルシン等」という。）の製造設備（当該ガスが通る部分に限る。）は、その内部のガスを不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

四十一 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行うこと。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。

四十二 アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素のガス設備に係る配管は、これらのガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周辺状況（当該配管が設置されている事業所の周辺における第一種保安物件及び第二種保安物件の密集状況を含む。）に応じて必要な箇所を二重管とし、当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講ずること。ただし、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合には、この限りでない。

四十三 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けられた配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。以下次号において同じ。）には、当該貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉鎖しておくこと）を設けるほか、一以上のバルブ（次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く。）を設けること。

四十四 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（内容積が五千リットル未満のものを除く。）に取り付けられた配管には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。

四十五 製造設備に設けたバルブ又はコック（操作ボタン等により当該バルブ又はコックを開閉する場合にあつては、当該操作ボタン等。以下同じ。）には、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

四十六 アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の製造設備には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講ずること。

四十七 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

四十八 可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造のものであること。ただし、ジメチルエーテルに係る試験研究施設に係る電気設備であつて、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

四十九 可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る計装回路には、製造をする高圧ガスの種類、温度及び圧力並びに製造設備の態様に応じ、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止し、又はこれらの製造設備が正常な製造の行われる条件を逸脱したとき自動的に当該製造設備に対する原材料の供給を遮断する等当該製造設備内の製造を制御するインターロック機構を設けること。

- 五十 反応、分離、精製、蒸留等を行う製造設備を自動的に制御する装置及び製造施設の保安の確保に必要な設備であつて経済産業大臣が定めるものを設置する製造施設には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう措置を講ずること。
- 五十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。
- 五十二 毒性ガスの製造施設には、他の製造施設と区分して、その外部から毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別することができるような措置を講ずること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。
- 五十三 可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。
- 五十四 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の製造施設には、その規模に応じ、適切な消防火設備を適切な箇所に設けること。
- 五十四の二 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消防火設備を適切な箇所に設けること。
- 五十五 ベントスタックの高さ、位置及びガスの放出の方法は、当該ガスの種類、量、性状及び周囲の状況に応じて適切なものであること。
- 五十六 フレアースタックの高さ、位置、燃焼能力及び構造は、当該ガスの種類、量、性状及び周囲の状況に応じて適切なものであること。
- 五十七 削除
- 五十八 圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所及び第六十五号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場には、火災等の原因により容器が破裂することを防止するための措置を講ずること。
- 五十八の二 三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器（以下「車両に固定した容器等」という。）に充填する場所及び第六十五号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）には、隣接する当該ガスを容器に充填する場所における火災等の原因により車両に固定した容器等が破裂することを防止するための措置を講ずること。
- 五十九 圧縮機と圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所又は第六十五号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間及び当該ガスを容器に充填する場所と第六十五号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、それぞれ厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。
- 六十 圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第六十五号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。
- 六十一 可燃性ガスの製造設備に係る計器室（製造施設における製造を制御するための機器を集中的に設置している室をいう。以下この号において同じ。）は、次の基準に適合すること。
- イ 当該製造設備において発生するおそれのある危険の程度に応じて安全な位置に設置すること。
- ロ その構造は、当該製造設備において発生するおそれのある危険の程度及び当該製造設備からの距離に応じ安全なものであること。この場合において、扉及び窓は、耐火性のものであること。
- ハ セットアルデヒド、イソブレン、エチレン、塩化ビニル、酸化エチレン、酸化プロピレン、プロパン、プロピレン、ブタン、ブチレン及びブタジエンのガスの製造施設に係る計器室内は、外部からのガスの侵入を防ぐために必要な措置を講ずること。ただし、漏えいしたガスが計器室内に侵入するおそれのない場合にあつては、この限りでない。
- 六十二 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の製造をする特定製造事業所は、次の基準に従い、保安用不活性ガス等を保有すること。
- イ 製造をする高圧ガスの種類及び数量並びに製造施設の態様に応じ、全ての製造設備が危険な状態になつた場合において製造設備内のガスのパージ、シールその他の災害の発生を防止するための応急の措置を講ずるために必要な数量及び圧力の窒素その他の不活性ガス又はスチームの供給を確実に受けるための措置を講じている場合にあつては、この限りでない。
- ロ 該事態に適切に対処するために必要な数量及び圧力の不活性ガス又はスチームの供給を確実に受けるための措置を講じている場合にあつては、この限りでない。
- 六十三 特定製造事業所には、事業所の規模及び製造施設の態様に応じ、事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。
- 六十四 貯槽（液化石油ガス岩盤貯槽を除く。）には、その沈下状況を測定するための措置を講じ、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を測定すること。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。
- 六十四の二 液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 水と液化石油ガスの境界面を測定する計器（以下「界面計」という。）の設置
- ロ 水封機能を維持するための措置
- ハ 腐食のおそれのある金属管には、腐食を防止するための措置
- ニ 金属管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置
- ホ 金属管の地上部分の破損を防止するための措置
- 六十五 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次の基準に適合すること。
- イ 容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。
- ロ 可燃性ガス及び酸素の容器置場（充填容器等が断熱材で被覆してあるもの及びシンダーキャビネットに収納されているものを除く。）は、一階建とする。ただし、圧縮水素（充填圧力が二十メガパスカルを超える充填容器等を除く。）のみ又は酸素のみを貯蔵する容器置場（不活性ガスを同時に貯蔵するものを含む。）にあつては、二階建以下とする。
- ハ 毒性ガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）は、その外面から保安物件に対し次に掲げる算式により得られた値以上の距離を有すること。

(イ)

(ロ)

(ハ)

0 0A X ^ 9 の場合 m || 5 4

9 0A X ^ 2 5 の場合 m || 1 8 ^ X

2 5 0A X の場合 m || 9 0

備考 これらの式において、m及びXは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 m 容器置場の外面から保安物件までの距離（単位 メートル）
 X 容器置場の面積（単位 平方メートル）
 ニ 毒性ガス以外のガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）であつて、次の表に掲げるもの以外のは、その外面から、第一種保安物件に対し第一種置場距離以上、第二種保安物件に対し第二種置場距離以上の距離を有すること。

容器置場の区分		容器置場の外面から最も近い第一種保安物件までの距離		容器置場の外面から最も近い第二種保安物件までの距離	
(1) (3) に掲げるものを除く。		1 1	1 1	2 1	4 1
(2) (3) に掲げるものを除く。		1 3 1	1 1	2 1	4 1
(3) 面積が二十五平方メートル未満の容器置場であつて、可燃性ガス以外のガスのみのも		1 1	1 1	2 1	4 1
(i)		1 1	1 1	2 1	4 1
(i i)		1 1	1 1	2 1	4 1
備考 1		1 1	1 1	2 1	4 1
4 は、それぞれ第二条第一項第二十五号に規定する1		1 1	1 1	2 1	4 1
3 及び1		1 1	1 1	2 1	4 1
2 及び1		1 1	1 1	2 1	4 1
1 及び1		1 1	1 1	2 1	4 1
を		1 1	1 1	2 1	4 1
を表すものとする。		1 1	1 1	2 1	4 1

ホ ニの表に掲げる容器置場(1)及び(2)には、第一種置場距離内にある第一種保安物件又は第二種置場距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

ヘ 充填容器等(断熱材で被覆してあるものを除く。)に係る容器置場(可燃性ガス及び酸素に係るものに限り。)には、直射日光を遮るための適切な措置(当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に解放されることを妨げないものに限り。)を講ずること。ただし、充填容器等をシリンダーキャビネットに収納した場合は、この限りでない。

ト 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

チ シラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場は、当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なものであること。

リ アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講ずること。

ヌ ロただし書の二階建の容器置場は、ホ、ヘ(二階部分に限る。)及びトに掲げるもののほか、当該容器置場に貯蔵するガスの種類に応じて、経済産業大臣が定める構造とすること。

2

製造施設(製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。)における法第八条第二号

の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 高圧ガスの製造は、その発生、分離、精製、反応、混合、加圧、減圧等において次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は、常に全開しておくこと。ただし、安全弁又は逃し弁の修理又は清掃のため特に必要な場合は、この限りでない。

ロ 空気液化分離装置の液化酸素ため内の液化酸素リットル中におけるアセチレンの質量、メタン中の炭素の質量又はその他の炭化水素中の炭素の質量がそれぞれ一ミリグラム、二百ミリグラム若しくは百ミリグラムを超えたとき、又は、これらの炭化水素中の炭素の質量の合計が二百ミリグラムを超えたときは、当該空気液化分離装置の運転を中止する等の措置を講じ、かつ、液化酸素を放出すること。

ハ 次に掲げるガスは、圧縮しないこと。

(イ) 可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。以下この号において同じ。)中の酸素の容量が全容量の四パーセント以上のもの(経済産業大臣がこれを圧縮しないことと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合にあつては、可燃性ガス中の酸素の容量が全容量に対して当該措置に応じ経済産業大臣が認めた割合以上のもの)

(ロ) 酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の四パーセント以上のもの

(ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の二パーセント以上のもの

(ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の二パーセント以上のもの

ニ 二・五メガパスカルを超える圧力の圧縮アセチレンガスを製造するときは、希釈剤を添加すること。

ホ 空気圧縮機を利用するアキュムレータ設備(付属する貯槽及び配管を含む。)により、圧縮空気の加圧又は減圧を行う場合(アキュムレータ設備系内に石油類又は油脂類を用いる場合に限る。)には、当該アキュムレータ設備系内の空気と石油類又は油脂類が混在しないための措置を講ずること。

二 高圧ガスの製造は、その充填においては、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 貯槽に液化ガスを充填するときは、当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセント(液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、液化石油ガスの貯蔵が可能な部分の内容積の九十七パーセント)を超えないようにすること。この場合において、毒性ガスの液化ガスの貯槽については、当該九十パーセントを超えることを自動的に検知し、かつ、警報するための措置を講ずること。

ロ 圧縮ガス(アセチレンを除く。)及び液化ガス(液化アンモニア、液化炭酸ガス及び液化塩素に限る。)を継目なし容器に充填するときは、あらかじめ、その容器について音響検査を行い、音響不良のものについては内部を検査し、内部に腐食、異物等があるときは、当該容器を使用しないこと。

ハ 車両に固定した容器(内容積が五千リットル以上のものに限る。)に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

ニ 特定液化石油ガスを容器に送り出し、又は容器から受け入れるときは、当該特定液化石油ガスの製造設備の配管と当該容器の配管との接続部分において当該特定液化石油ガスが漏えいするおそれがないことを確認し、かつ、送り出し、又は受け入れた後は、これらの配管内のガスを危害の生じるおそれがないように少量ずつ放出した後これらの配管を取り外すこと。

ホ アセチレンを容器に充填するときは、充填中の圧力が二・五メガパスカル以下となるようにし、かつ、充填後の圧力が温度十五度において一・五メガパスカル以下になるような措置を講ずること。

ヘ 酸化エチレンを貯槽又は容器に充填するときは、あらかじめ、当該貯槽又は容器の内部のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換した後に酸又はアルカリを含まないものにする。

ト 酸素又は三フッ化窒素を容器に充填するときは、あらかじめ、バルブ、容器及び充填用配管とバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等の附着物を除去し、かつ、容器とバルブとの間には可燃性のパッキンを使用しないこと。

チ 三フッ化窒素を容器に充填する場所には可燃性物質(車両に固定した容器等の車両を除く。)を置かないこと。

リ 高圧ガスを容器に充填するため充填容器等、バルブ又は充填用枝管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

(イ) 熱湿布を使用すること。

- (ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。
- (ハ) 設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造の空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであって、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。
- 又 容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）に定める刻印等に限る。以下このルにおいて同じ。）において示された年月から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。
- ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、同令第八号第一項第十号の充填可能期限年々月（同令第三十七号第一項第二号の五に規定する圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八号第一項第十号の充填可能期限年々月）及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十三号に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内において定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年々」という。）を経過したもの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年々を定めないのであることを除く。）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。
- ヲ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内において定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年々」という。）を経過したもの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年々を定めないのであることを除く。）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。
- ワ 容器保安規則第二条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下「圧縮水素運送自動車用容器」という。）に圧縮水素を充填するときは、当該圧縮水素運送自動車用容器の温度を常に六十五度以下に保つとともに、温度が四十度を超える場合は、容器の破裂を防止する措置を講ずること。
- 三 高压ガスの充填は、次に掲げる基準により充填した後は当該高压ガスが漏えい又は爆発しないような措置を講じて行うこと。
- イ アセチレンは、アセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させた多孔質物を内蔵する容器であつて適切なものに充填すること。
- ロ シアン化水素の充填は、純度九十八パーセント以上のシアン化水素に安定剤を添加して行うこと。
- ハ シアン化水素の充填容器は、充填した後二十四時間以上静置し、その後ガスの漏えいのないことを確認し、その容器の外面に充填年月日を明記した票紙を貼ること。
- ニ 酸化エチレンを入れてある貯槽は、常にその内部の窒素ガス、炭酸ガス及び酸化エチレンガス以外のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換しておき、かつ、温度五度以下に保つこと。
- ホ 酸化エチレンの充填容器には、温度四十五度において容器の内圧が〇・四メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスを充填すること。
- ヘ エアゾール又はガスライターの製造用その他工業用に使用される液化石油ガスにあつては「工業用無臭」の文字を朱書した票紙を貼り、又はその文字を表示した容器に充填し、その他の液化石油ガスにあつては空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようにするものを容器に充填すること。
- 四 エアゾールの製造は、次に掲げる基準により行うこと。
- イ エアゾール（殺虫剤の用に供するものを除く。）の製造には、毒性ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）を使用しないこと。
- ロ 人体に使用するエアゾール（経済産業大臣が定めるものを除く。）の噴射剤である高压ガスは、可燃性ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）でないこと。
- ハ エアゾールの製造は、次に掲げる基準に適合する容器により行うこと。
- (イ) 内容積が百立方センチメートルを超える容器は、その材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。
- (ロ) 金属製の容器にあつては内容積による腐食を防止するための措置を講じたものであり、ガラス製の容器にあつては合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであること。
- (ハ) 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しないものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しないものにあつては、この限りでない。
- (ニ) 内容積が三十立方センチメートルを超える容器は、エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものであること。
- (ホ) 使用中噴射剤が噴出しにくい構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤である高压ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであること。
- ニ エアゾールの製造設備の周囲二メートル以内には、引火性又は発火性の物を置かないこと。
- ホ エアゾールの製造は、防災上有効な措置を講じて行うこと。
- ト エアゾールの製造は、作業に必要な物以外の物を置かないこと。
- チ 容器を転倒してエアゾールを製造するときは、当該容器を固定する転倒台を使用すること。

リ エアゾールの充填された容器は、その全数について当該エアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。
 又 エアゾールの充填された容器（内容積が三十立方センチメートルを超えるものに限る。）の外表面には、当該エアゾールを製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）を明示すること。
 五 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ一日に一回以上頻りに製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行うこと。
 六 ガス設備の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）及びその後の製造は、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ 修理等を行うときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等を行うときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ 修理等のため作業員がガス設備を開放し、又はガス設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ニ ガス設備を開放して修理等を行うときは、当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
 ホ 修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造を行わないこと。

七 製造設備に設けたバルブには、操作を行う場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力が加わらないよう必要な措置を講ずること。

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。

ニ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁止し、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホ 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号又は第四号に規定する超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。

ヘ 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つこと。

ト 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

チ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の灯火を携えて立ち入らないこと。

（コールド・エバポレータに係る技術上の基準）

第五条の二 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前条第一項第一号、第五号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号から第二十四号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号、第三十六号、第四十三号から第四十五号まで、第五十号、第五十四号及び第六十二号から第六十四号まで並びに第九条から第十一号までの基準とする。ただし、製造設備が一般高圧ガス保安規則第八條第三項の規定に適合する移動式製造設備から高圧ガスを受け入れるコールド・エバポレータである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

2 製造設備が一般高圧ガス保安規則第八條第三項の規定に適合する移動式製造設備から高圧ガスを受け入れるコールド・エバポレータである製造施設における前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第一項第一号、第十五号から第二十四号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号、第三十六号、第四十五号、第五十号、第五十四号及び第六十二号から第六十四号までの基準に適合すること。

二 製造施設は、その貯槽及び処理設備の外表面から当該事業所の敷地境界に対し四メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
 三 貯槽には、二以上の安全装置（当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。）を設けるほか、当該安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を設けること。

四 送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方式のものを用いる場合には、当該送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講ずること。

五 貯槽に取り付けた配管（ガスを送り出し又は受け入れるために用いられるもの）に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。次号において同じ。）には、当該貯槽の直近にバルブを設けるほか、一以上のバルブ（次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く。）を設けること。

六 貯槽に取り付けた配管（酸素以外の液化ガスにあつては、当該液化ガスを受け入れるために用いられるものに限る。）には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。

七 製造設備の周囲には、車両の衝突を防止する措置を講ずること。

八 製造設備は、ガスが漏えいしたとき滞留しないような場所に設置すること。

3 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第二項第一号イ、第二号イ及びト並びに第五号から第七号までの基準に適合すること。

二 車両に固定した容器（第一項の基準に適合するもの）にあつては、内容積が四リットル以上のものに限る。）に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

(特定液化石油ガススタンドに係る技術上の基準)

第六条 製造設備が特定液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

- 一 第五条第一項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十二号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号、第三十二号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号から第五十一号まで、第五十三号、第五十四号及び第六十一号から第六十五号までの基準に適合すること。
- 二 デイスベンサーは、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例によるものであること。
- 三 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

2 製造設備が特定液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。

- 一 第五条第二項第一号イ、第二号イ、ハ及びニ並びに第五号から第八号までの基準に適合すること。
- 二 特定液化石油ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより充填した後に当該特定液化石油ガスが漏えい又は爆発しないような措置を講じて行うこと。
 - イ 容器とデイスベンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。
 - ロ 空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを充填すること。

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

- 一 第五条第一項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第二十四号まで、第二十九号、第三十一号、第三十三号から第三十六号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号から第五十一号まで、第五十三号、第五十四号、第六十号から第六十四号までの基準に適合すること。
- 二 デイスベンサーは、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例による距離以上の距離を有すること。また、デイスベンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 三 デイスベンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。
- 四 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

五 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

六 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスが通る部分に限る)は、その外面から火気(製造設備内のものを除く)を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(特定液化石油ガススタンド(処理設備及び貯蔵設備を除く。次項第二十号、次条第一項第二十号、第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ)、液化天然ガススタンド(処理設備(当該処理設備において気化した天然ガスを圧縮天然ガススタンドに送出するための設備を含む。以下同じ))を除く。第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ)及び圧縮水素スタンドを除く)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る)に対し十メートル以上の距離を有すること。

八 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとす。

- 一 第五条第一項第一号、第十三号、第十五号から第二十四号まで、第二十九号、第三十一号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第五十号、第五十一号、第六十三号及び第六十四号の基準に適合すること。
- 二 高圧ガス設備(次号及び第四号に掲げるものを除く)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という)に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。
- 四 デイスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 五 圧縮天然ガススタンドの周囲(車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

六 当該製造施設の外部から供給される圧縮天然ガスを受け入れる配管には、緊急時に圧縮天然ガスの供給を遮断するための措置を講ずること。

七 圧縮天然ガスを製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

八 圧縮天然ガスの貯槽に取り付けた配管(圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む)には、圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外には自動的に閉止することができる遮断措置を講ずること。

九 デイスベンサーには、充填車両に固定した容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

- 十 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。
- ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにする。ただし、次号に規定する設備を設けた場合は、この限りでない。
- 十一 製造施設には、当該施設から漏えいする圧縮天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該圧縮天然ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、当該製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。
- 十二 製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けること。
- 十三 前二号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びデイスペンサーに設置すること。
- 十四 前三号の規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ、第六号、第八号及び第九号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講ずること。
- 十五 ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置すること。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。
- 十六 デイスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。
- 十七 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。
- 十八 圧縮天然ガススタンド（圧縮天然ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。
- 十九 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。
- 二十 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（特定液化石油ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。
- 二十の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 二十一 圧縮天然ガススタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。
- 3 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。
- 一 第五条第二項第一号イ、第二号イ、ハ、ル及びヲ並びに第五号から第八号までの基準に適合すること。
- 二 圧縮天然ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより充填した後に当該圧縮天然ガスが漏えい又は爆発しないような措置を講じてすること。
- イ 容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を駐車させること。
- ロ 空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを充填すること。
- 三 圧縮天然ガスを容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。
- （液化天然ガススタンドに係る技術上の基準）
- 第七条の二 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。
- 一 第五条第一項第一号、第十五号から第二十四号まで、第三十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第五十号、第五十一号、第五十四号、第六十三号及び第六十四号の基準に適合すること。
- 二 高圧ガス設備（次号から第五号までに掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずること。
- 四 液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 貯槽は、地盤面下に埋設すること。
- ロ 貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。
- ハ 貯槽を室（以下この号において「液化天然ガス貯槽室」という。）に設置する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
- （イ） 液化天然ガス貯槽室の上部は、十分な強度を有する構造とすること。
- （ロ） 液化天然ガス貯槽室には、防水措置を施すこと。
- （ハ） 液化天然ガス貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。
- （イ） 貯槽を設置するときは、貯槽を地盤に固定して腐食を防止する措置を講ずること。

(ロ) 貯槽を設置するときは、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有するもので貯槽上部の地盤面上を覆い、かつ、貯槽が地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講ずること。

(ハ) 貯槽を設置するときは、必要に応じ周囲に断熱及び凍結防止のための措置を講ずること。

五 デイスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

六 液化天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

七 液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管（液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。第十三号において同じ。）には、液化天然ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断する措置を講ずること。

八 デイスベンサーには、充填終了時に、自動的に液化天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏えいを防止するための措置を講ずること。

九 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 外部からの衝撃により、損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。

ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものとする。ただし、次号に規定する設備を設けた場合は、この限りでない。

十 製造施設には、当該施設から漏えいする天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

十一 液化天然ガスの貯槽には、液面計（ガラス液面計以外の液面計に限る。）を設けること。

十二 液化天然ガスの貯槽には、液面計（ガラス液面計以外の液面計に限る。）を設けること。

十三 液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管には、第七号の規定により講ずる緊急遮断措置に係るバルブのほか、当該貯槽の直近にバルブを設け、かつ、液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外のときは閉鎖しておくこと。

十四 製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けること。

十五 第十号及び前号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びデイスベンサーに設置すること。

十六 第十号又は前号の規定により製造設備の運転を停止する場合は、充填のための加圧設備の運転を自動的に停止し、かつ、第七号及び第八号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止させ、当該閉止状態を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講ずること。

十七 ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置すること。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。

十八 デイスベンサーの上部に屋根を設ける場合は、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、液化天然ガスが漏えいしたときに、気化した天然ガスが滞留しない構造とすること。

十九 液化天然ガススタンド（液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該液化天然ガススタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは液化天然ガスが漏えいしたときに運動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十 液化天然ガススタンドの処理設備は、その外面から当該液化天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮天然ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）、圧縮水素スタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）及び特定液化石油ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

2 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 第五条第二項第一号、第二号イ、ハ、ル及びブ並びに第五号から第七号までの基準に適合すること。

二 容器とデイスベンサーとの接続部分を外してから車両を発進させること。

三 液化天然ガスを容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第五条第一項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第二十四号まで、第二十九号、第三十一号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号から第五十一号まで、第五十四号、第六十一号から第六十四号まで及び第六十五号の基準に適合すること。

一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

一の三 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施すこと。

一の四 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

二 デイスベンサーは、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例による距離以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三 当該製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講ずること。

- 四 圧縮水素及び液化水素の貯槽（蓄圧器（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。以下同じ。）を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）に取り付けた配管（圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽と配管との接続部を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）講ずること。
- 五 デイスベンサーには、充填車両に固定した容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。
- 六 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。
- ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにする。ただし、次に規定する設備を設けた場合は、この限りでない。
- 七 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。
- 八 デイスベンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。
- 九 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外周から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。
- 十 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。
- 十一 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。
- 十二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。
- 十二の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 十三 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管（常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。）には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること。
- 十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機（水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十六号並びに次項第三十号及び第三十四号において同じ。）が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。
- 十五 ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造（次項第三十六号において「複合構造」という。）を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維をらせん状に巻き付ける方法を用い、以下同じ。）若しくはインブレーション巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を直線状に巻き付ける方法を用い、以下同じ。）により樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フルラップ構造」という。）又はフープ巻（ライナー胴部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法を用い、以下同じ。）のみにより樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フープラップ構造」という。）であること。
- ロ その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するための措置を講ずること。
- 十六 次に掲げる設備と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第一号で準用する第五条第一項第六十五号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。
- イ 圧縮機
- ロ 液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器
- 十七 水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。
- 十八 常用の圧力が一メガパスカル以上の液化水素を製造する液化水素昇圧ポンプには、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。
- 十九 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高圧ガス保安規則第八條第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。
- 一 第五条第一項第一号、第十五号から第二十一号まで、第二十四号、第二十九号、第三十一号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十八号、第五十号、第五十一号及び第六十四号並びに前項第一号の二から第一号の四まで及び第十七号の基準に適合すること。
- 一の二 可燃性ガスの貯槽（液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）は、その外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅杭の内面）から、他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯槽の最大直径（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管堅杭の最大直径）の和の四分の一のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。

- 一の三 高压ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機、液化石油ガス岩盤貯槽及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高压ガス設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽（液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び第一号で準用する第五号第一項第六十四号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部は、同一の基礎に緊結すること）。
- 二 高压ガス設備（次号及び第三号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 二の二 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例によるものであること。ただし、冷凍保安規則第七号第一項第一号の基準に適合する冷凍設備のうち、不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備（ブライン（不活性のものに限る。）によつて冷却するものを含む。）は、この限りではない。
- 三 デイスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 四 圧縮水素スタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高压ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 五 当該製造設備の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講ずること。
- 六 圧縮水素を製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。
- 七 圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）講ずること。
- 八 デイスベンサーには、充填車両に固定した容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。
- 九 配管（高压ガスが通る部分に限る。）には、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。
 - ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにする。ただし、第十六号に規定する設備を設けた場合は、この限りでない。
- 十 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第一号で準用する第五条第一項第二十一号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置（以下「圧力リリーフ弁」という。）を設けること。
- 十の二 液化水素の貯槽には、二以上の安全装置（当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。）を設けるほか、圧力リリーフ弁を設けること。
- 十の三 送ガス蒸発器（大気熱交換式のものであつて常用の圧力が一メガパスカル未満のものを除く。）の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講ずること。
- 十一 第一号で準用する第五条第一項第二十一号の安全装置（不活性ガス又は空気に係る高压ガス設備に設けたものを除く。）のうち安全弁又は破裂板及び第十号又は第十号の二の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。
- 十一の二 液化水素を放出する場合は、気化し、及び加温した後、放出管に接続すること。
- 十二 蓄圧器の出口には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずること。
- 十三 圧縮水素の蓄圧器、蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等は、地震時の転倒による破損を防止するため、一のフレームの内側に配置しこれに固定すること。
- 十四 圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行うこと。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。
- 十五 一般高压ガス保安規則第八号第一項及び第二項の規定に適合する移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置には、設備の規模に応じ自動的に温度の上昇を防止するための装置を設置すること。
- 十六 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。
- 十七 製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設置すること。
- 十八 デイスベンサーの周囲には、火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。
- 十九 蓄圧器には、当該蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を速やかに停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置すること。
- 二十 蓄圧器には、その外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置すること。
- 二十一 前五号の製造設備の運転を自動的に停止する装置、及び第十五号、第十九号及び前号の自動的に温度の上昇を防止するための装置には、手で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びデイスベンサーに設置すること。
- 二十二 前六号の規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ第五号、第七号及び第八号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講ずること。
- 二十三 ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置すること。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。

- 二十四 デイスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。
- 二十五 デイスペンサーのホースには、車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置を講ずること。
- 二十六 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。
- 二十七 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。
- 二十八 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。
- 二十九 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。
- 三十 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 三十一 圧縮機、液化水素昇圧ポンプ、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。
- 三十二 圧縮水素スタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。
- 三十三 容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合すること。
- イ 容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。
- ロ 容器置場は、その外面から、敷地境界に対し八メートル（容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が四十メガパスカル以下の場合又は液化水素に係る充填容器等の容器置場にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- ハ 充填容器等（断熱材で被覆してあるものを除く。）に係る容器置場（可燃性ガスのものに限る。）には、直射日光を遮るための措置（当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方方向に開放されることを妨げないものに限る。）を講ずること。ただし、充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けた場合は、この限りでない。
- ニ 可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。
- ホ 容器置場には、車両の衝突を防止する措置を講ずること。
- ト 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管（常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。）には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること。
- 三十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。
- 三十五 蓄圧器には、当該蓄圧器が危険な状態となつたときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置を講ずること。
- 三十六 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ フラップ構造又はフープラップ構造であること。
- ロ その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止する措置を講ずること。
- 三十七 高圧ガス設備のうち、液化水素が通る部分は、同一の基礎上に設置すること。
- 三十八 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。
- 一 第五条第二項第一号イ及びハ、第二号イ、ハ、ル及びブ並びに第五号から第八号までの基準に適合すること。
- 二 圧縮水素の充填は、充填した後に容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水素が漏えいし、又は爆発しないような措置を講ずること。
- 三 圧縮水素を容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。
- 四 圧縮水素を容器に充填するときは、圧縮水素により当該容器を損傷するおそれのある流量で充填しないこと。
- 五 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備により冷却した圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に充填するときは、デイスペンサーのホースの先端部に設けた充填用のノズルと当該容器との接続部が凍結した状態で接続しないこと。
- 六 二重殻真空断熱式構造の液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、適切な真空度を保つこと。
- 七 移動式製造設備又は充填容器等（以下この号において「移動設備等」という。）により液化水素の貯槽に液化水素を受け入れる場合は、当該移動設備等の放出配管を圧縮水素スタンド内の放出管に接続し、気化し、及び加温した後、放出すること。この場合、危険又は損害の発生を防止するため、適切な流量とすること。

第二款 導管

(用語の定義)

第八条 この節の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路
- 二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第六十号）、都市計画法、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）又は新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による道路
- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第四号に規定する臨港交通施設である道路
- 四 第一号から第三号までに定めるもののほか、一般交通の用に供する幅員四メートル以上の道で自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）の通行が可能なもの

2 この節の規定において「河川」とは、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川並びに同法百条第一項に規定する河川をいう。

3 この節の規定において「水路」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 運河法（大正二年法律第十六号）による運河
- 二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による排水施設のうち開渠構造のもの
- 三 前二号に定めるもののほか、告示で定める重要な水路
- 4 この節の規定において「線路敷」とは、線路を敷設してある鉄道（新設軌道を含む。以下同じ。）用地又は敷設するための鉄道用地をいう。
- 5 この節の規定において「市街地」とは、次の各号の一に該当する地域であつて、都市計画法第八条第一項第一号に規定する工業専用地域以外の地域をいう。
 - 一 都市計画法第七条第二項に規定する市街化区域
 - 二 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域
 - 三 五十ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとと算定した場合における人口密度が一ヘクタール当たり四十人以上である土地の区域が連たんしている土地の区域で当該区域内の人口が五千以上であるもの及びこれに接続する土地の区域で五十ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとと算定した場合における建築物の敷地その他これに類するものの面積の合計が当該区域の面積の三分の一以上であるもの

(コンビナート製造事業所間の導管以外の導管)

第九条 第二条第一項第二十二号イに掲げる特定製造事業所（以下「コンビナート製造事業所」という。）間に設置される導管以外の導管に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所その他経済産業大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置しないこと。
- 二 導管を地盤面に設置するときは、地盤面から離して設置し、かつ、その見やすい箇所に高圧ガスの種類、導管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を設けること。
- 三 導管を地盤面下に埋設するときは、〇・六メートル以上地盤面から下に埋設し、かつ、その見やすい箇所に高圧ガスの種類、導管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を設けること。
- 四 導管を水中に設置するときは、船、波等の影響を受けないような深さに設けること。
- 五 導管は、常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により経済産業大臣が試験を行うことが適切であると認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。
- 六 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該導管の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は導管の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。
- 七 導管には、腐食を防止するための措置及び応力を吸収するための措置を講ずること。
- 八 導管には、常用の温度を超えないような措置を講ずること。
- 九 導管には、当該導管内の圧力が常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講ずること。
- 十 酸素又は天然ガス（実用上支障のない程度まで脱水されたものを除く。）を輸送するための導管とこれに接続する圧縮機（酸素を圧縮する圧縮機については、内部潤滑剤に水を使用するものに限る。）との間には、水分を除去するための措置を講ずること。
- 十一 事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。

(コンビナート製造事業所間の導管)

第十条 コンビナート製造事業所間の導管に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十号までの基準に適合すること。
- 二 導管を地盤面に設置し、又は地盤面下に埋設するときは、その見やすい箇所に高圧ガスの種類、導管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を設けること。
- 三 導管には、腐食を防止するための措置を講ずること。

- 四 導管、管継手及びバルブ（以下「導管等」という。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的分及び機械的性質を有するものであること。
- 五 導管等の構造は、輸送される高圧ガスの重量、導管等の内圧、導管等及びその付属設備の自重、土圧、水圧、列車荷重、自動車荷重、浮力その他の主荷重並びに風荷重、雪荷重、温度変化の影響、振動の影響、地震の影響、投鑑による衝撃の影響、波浪及び潮流の影響、設置時における荷重の影響、工事による影響その他の従荷重によつて生じる応力に対して安全なものであること。
- 六 導管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所には、当該有害な伸縮を吸収する措置を講ずること。
- 七 導管等の接合は、溶接によつて行うこと。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合をもつて代えることができる。
- 八 前号ただし書の場合においては、当該接合部分の点検を可能とするための措置を講ずること。
- 九 導管等の溶接は、アーク溶接その他これと同等以上の効果を有する溶接方法によつて行うこと。
- 十 導管を地盤面下に埋設する場合は、次の基準によること。
- イ 導管は、高圧ガスの種類に応じ、その外面から建築物、ずい道その他の経済産業大臣が定める工作物に対し、経済産業大臣が定める水平距離を有すること。
- ロ 導管は、その外面から他の工作物に対し〇・三メートル以上の距離を有し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものであること。
- ハ 導管（防護構造物の中に設置するものを除く。）の外面と地表面との距離は、山林原野にあつては〇・九メートル以下、その他の地域にあつては一・二メートル以下としないこと。
- ニ 防護構造物の中に設置する導管の外面と地表面との距離は、〇・六メートル未満としないこと。
- ホ 導管は、地盤の凍結によつて損傷を受けることのないよう適切な深さに埋設すること。
- ヘ 盛土又は切土の斜面の近傍に導管を埋設する場合は、安全率一・三以上のすべり面の外側に埋設すること。
- ト 導管の立ち上がり部、地盤の急変部等支持条件が急変する箇所については、曲り管の挿入、地盤改良その他必要な措置を講ずること。
- チ 掘削及び埋め戻しは、保安上適切な方法により行うこと。
- 十一 導管を道路下に埋設する場合は、前号（ロからニまでを除く。）の基準によるほか、次の基準によること。
- イ 導管は、原則として自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。
- ロ 導管は、その外面から道路の境界に対し、一メートル以上の水平距離を有すること。
- ハ 導管（防護工又は防護構造物により導管を防護する場合は、当該防護工又は防護構造物。以下へ及びトにおいて同じ。）は、その外面から他の工作物に対し〇・三メートル以上の距離を有し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものであること。
- ニ 市街地の道路下に埋設する場合は、当該道路に係る工事によつて導管が損傷を受けることのないよう適切な措置を講ずること。
- ホ 市街地の道路の路面下に埋設する場合は、導管（防護構造物の中に設置するものを除く。）の外面と路面との距離は一・八メートル以下と、防護工又は防護構造物により防護された導管の当該防護工又は防護構造物の外面と路面との距離は一・五メートル以下としないこと。
- ヘ 市街地以外の道路の路面下に埋設する場合は、導管の外面と路面との距離は、一・五メートル以下としないこと。
- ト 舗装されている車道に埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（遮断層がある場合は、当該遮断層。以下同じ。）の下に埋設し、導管の外面と路盤の最下部との距離は、〇・五メートル以下としないこと。
- チ 路面下以外の道路下に埋設する場合は、導管の外面と地表面との距離は、一・二メートル（防護工又は防護構造物により防護された導管にあつては、〇・六メートル（市街地の道路下に埋設する場合は、〇・九メートル）以下としないこと。
- リ 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に埋設する場合は、これらの上部に埋設しないこと。
- 十二 導管を線路敷下に埋設する場合は、第十号（ハ及びニを除く。）の基準によるほか、次の基準によること。
- イ 導管は、その外面から軌道中心に対し四メートル以上の水平距離を有すること。ただし、導管が列車荷重の影響を受けない位置に埋設されている場合、列車荷重の影響を受けないよう適切な防護構造物で防護されている場合又は導管の構造が列車荷重を考慮したものである場合にあつては、この限りでない。
- ロ 導管は、当該線路敷の用地境界に対し一メートル以上の水平距離を有すること。ただし、線路敷が道路と隣接する場合にあつては、この限りでない。
- ハ 導管の外面と地表面との距離は、一・二メートル以下としないこと。
- 十三 導管を河川に沿つて河川保全区域（河川法第五十四条に規定する河川保全区域をいう。）内に埋設する場合は、前三号の基準によるほか、堤防法^五尻又は護岸法^六肩に対し、河川管理上必要な距離を有すること。
- 十四 導管を地盤面上に設置する場合は、次の基準によること。
- イ 導管は、高圧ガスの種類に応じ、その外面から住宅、学校、病院、鉄道その他の経済産業大臣が定める施設に対し、高圧ガスの種類に応じ、経済産業大臣が定める水平距離を有すること。
- ロ 不活性ガス以外のガスの導管の両側には、当該導管に係る高圧ガスの常用の圧力に応じ経済産業大臣が定める空地を保有すること。ただし、保安上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- ハ 導管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造の支持物により支持し、地盤面から離して設置すること。
- ニ ハの支持物は、十分な耐火性を有すること。ただし、火災によつて当該支持物が変形するおそれのない場合は、この限りでない。
- ホ 自動車、船舶等の衝突により導管又は導管の支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、適切な防護措置を講ずること。

- へ 導管は、他の工作物（当該導管の支持物を除く。）に対し、当該導管の維持管理に必要な間隔を有すること。
- 十五 道路を横断して導管を設置する場合は、さや管その他の防護構造物の中に設置すること。ただし、支持条件の急変に対し適切な措置が講じられ、かつ、当該導管に係る工事の実施によつて交通に著しい支障が生じるおそれのない場合は、この限りでない。
- 十六 道路を横断して導管を設置する場合は、前号の規定によるほか、第十一号（イ及びロを除く。）の規定を準用する。
- 十七 線路敷を横断して導管を埋設する場合は、第十二号（イを除く。）及び第十五号の規定を準用する。
- 十八 河川を横断して導管を設置する場合は、橋に設置すること。ただし、橋に設置することが適当でない場合は、河川の下を横断して埋設することができる。
- 十九 河川又は水路を横断して導管を埋設する場合であつて、塩素、ホスゲン、ふっ素、アクロレイン、亜硫酸ガス、シアン化水素又は硫化水素に係るものについては二重管とし、その他の毒性ガス及び可燃性ガスに係るものについては、二重管又は防護構造物の中に設置すること。この場合において、当該二重管若しくは防護構造物の浮揚又は船舶の投錨による損傷を防止するための措置を講ずること。
- 二十 第十八号ただし書の場合にあつては導管の外面と計画河床高（計画河床高が最深河床高より高いときは、最深河床高。以下この号において同じ。）との距離は原則として四・〇メートル以上、水路を横断して導管を埋設する場合にあつては導管の外面と計画河床高との距離は原則として二・五メートル以上、その他の小水路（第八条第三項に規定する水路以外の小水路で、用水路、側溝又はこれらに類するものを除く。）を横断して導管を埋設する場合には、導管の外面と計画河床高との距離は原則として一・二メートル以上とするほか、護岸その他河川管理施設の既設又は計画中の基礎工に支障を与えず、かつ、河床変動、洗掘、投錨等の影響を受けない深さに埋設すること。
- 二十一 河川及び水路を横断して導管を設置する場合は、前三号の規定によるほか第十号（ロからニまで及びチを除く。）及び第十四号の規定を準用する。
- 二十二 導管を海底に設置する場合は、次の基準によること。
- イ 導管は、埋設すること。ただし、投錨等により導管が損傷を受けるおそれのない場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。
- ロ 導管は、原則として既設の導管と交差しないこと。
- ハ 導管は、原則として既設の導管に対し、三十メートル以上の水平距離を有すること。
- ニ 二本以上の導管を同時に設置する場合は、当該導管が相互に接触することのないよう必要な措置を講ずること。
- ホ 導管の立ち上がり部には、防護工を設けること。
- ヘ 導管を埋設する場合は、導管の外面と海底面との距離は、投錨試験の結果、土質、埋め戻しの材料、船舶交通事情等を勘案して安全な距離とすること。この場合において、当該導管を埋設する海底についてしゅんせつ計画がある場合は、しゅんせつ計画面（当該しゅんせつ後の海底面をいう。）下〇・六メートルを海底面とみなすものとする。
- ト 洗掘のおそれがある場所に埋設する導管には、当該洗掘を防止するための措置を講ずること。
- チ 掘削及び埋め戻しは、保安上適切な方法により行うこと。
- リ 導管を埋設しないて設置する場合は、導管が連続して支持されるよう当該設置に係る海底面をならすこと。
- ル 導管が浮揚又は移動するおそれがある場合は、当該導管に当該浮揚又は移動を防止するための措置を講ずること。
- 二十三 導管を海面上に設置する場合は、次の基準によること。
- イ 導管は、地震、風圧、波圧等に対し安全な構造の支持物により支持すること。
- ロ 導管は、船舶の航行により、損傷を受けることのないよう海面との間に必要な空間を確保して設置すること。
- ハ 船舶の衝突等によつて導管又はその支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、防護設備を設置すること。
- ニ 導管は、他の工作物（当該導管の支持物を除く。）に対し当該導管の維持管理に必要な間隔を有すること。
- 二十四 市街地、河川上及び水路上、ずい道（海底にあるものを除く。）上並びに砂質土等の透水性地盤（海底を除く。）中に導管（毒性ガス又は可燃性ガスに係るものに限る。）を設置する場合は、当該導管の設置箇所及び高圧ガスの種類に応じ、漏えいしたガスの拡散を有効に防止するための措置を講ずること。この場合において、経済産業大臣が定める高圧ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じて必要な箇所は、導管を二重管としなければならない。
- 二十五 前号の二重管には、第二十九号に規定するガス漏えい検知警報設備を設置すること。
- 二十六 導管系（導管並びにその導管と一体となつて高圧ガスの輸送の用に供されている圧縮機、ポンプ、バルブ及びこれらの付属設備の総合体をいう。以下同じ。）には、圧縮機、ポンプ及びバルブの作動状況等当該導管系の運転状態を監視する装置を設けること。
- 二十七 導管系には、圧力又は流量の異常な変動等の異常な事態が発生した場合にその旨を警報する装置を設けること。
- 二十八 導管系には、高圧ガスの種類、性状及び圧力並びに導管の長さに応じ、次に掲げる制御機能を有する安全制御装置を設けること。
- イ 圧力安全装置、次号に規定するガス漏えい検知警報設備、第三十号に規定する緊急遮断装置、第三十二号に規定する感震装置その他の保安のための設備等の制御回路が正常であることが確認されなければならない圧縮機又はポンプが作動しない制御機能
- ロ 保安上異常な事態が発生した場合に災害の発生を防止するため圧縮機、ポンプ、緊急遮断装置等が自動又は手動により速やかに停止又は閉鎖する制御機能
- 二十九 可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの導管系には、当該ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じ、必要な箇所に、ガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口を設けること。
- 三十 市街地、主要河川、湖沼等を横断する導管（不活性ガスに係るものを除く。）には、経済産業大臣が定めるところにより、緊急遮断装置又はこれと同等以上の効果のある装置を設けること。
- 三十一 導管には、相隣接する緊急遮断装置の区間ごとに当該導管内の高圧ガスを移送し、不活性ガス等により置換することができる措置を講ずること。

三十二 導管の経路には、高圧ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じ、必要な箇所に、地盤の震動を的確に検知し、かつ、警報するための感震装置を設けるとともに、地震時における災害を防止するための措置を講ずること。

三十三 導管系には、必要に応じて保安用接地等を設けること。

三十四 導管系は、保安上必要がある場合には、支持物その他の構造物から絶縁すること。

三十五 導管系には、保安上必要がある場合には、絶縁用継手を挿入すること。

三十六 避雷器の接地箇所に近接して導管を設置する場合は、絶縁のための必要な措置を講ずること。

三十七 導管系には、必要に応じ、落雷による導管への影響を回避するための措置を講ずること。

三十八 導管系の保安の確保に必要な設備であつて経済産業大臣が定めるものには、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう措置を講ずること。

三十九 導管の経路には、必要に応じ、巡回監視車、保安のための資機材倉庫等を設けること。

第三款 連絡

(連絡方法の通知等)

第十一条 コンビナート製造事業所において高圧ガスの製造を行う者(以下この条において「コンビナート製造者」という。)は、製造を開始する前に、関係事業所(導管又は配管により、当該コンビナート製造事業所に隣接するコンビナート製造事業所から高圧ガスの供給を受けるコンビナート製造事業所(以下この条において「関連事業所」という。)及び当該コンビナート製造事業所に他の連絡の方法を定め、関係事業所に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 関連事業所に係るコンビナート製造者は、当該関連事業所の事務所間及び保安上緊急に連絡をする必要がある作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話(保安上特に重要な作業場間にあつては、直通電話及び無線又は有線通信設備)を設置しなければならない。

3 コンビナート製造者は、第一号から第六号まで及び第十号に掲げる場合には関係事業所に、第七号から第九号までに掲げる場合には関連事業所に、その旨を連絡しなければならない。この場合において、連絡は、当該連絡をされるべき関係事業所又は関連事業所において保安上必要な措置を講ずることができるよう適切に行うものとする。

一 当該コンビナート製造事業所において、高圧ガスに係る事故が発生したとき。

二 多量のガスを放出し、又は放出しようとするとき。

三 異常な騒音又は振動が発生し、又は発生させようとするとき。

四 消防訓練その他の事由により、警報器を鳴らし、又は火災若しくは煙が発生させようとするとき。

五 隣接するコンビナート製造事業所の境界線から五十メートル以内において、火気を取り扱おうとするとき。

六 隣接するコンビナート製造事業所の境界線から百メートル以内において、大量の火気を取り扱おうとするとき。

七 導管又は配管による関連事業所への高圧ガス(保安用の窒素、スチームその他の流体を含む。以下次号及び第九号において同じ。)の輸送を開始し、又は停止しようとするとき。

八 導管又は配管により関連事業所へ輸送されるガスの種類、成分、圧力、流量その他の事項について保安上重要な変更をしようとするとき。

九 関連事業所から導管又は配管により輸送される高圧ガスを使用する製造設備の運転を停止しようとするとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、保安上特に連絡を要する事態が発生したとき。

4 コンビナート製造者は、隣接するコンビナート製造事業所の境界線から百メートル以内において次の各号に掲げる設備又は施設を設置し、又は撤去したとき(第四号に掲げるベントスタックにあつては、当該ベントスタックからガスを放出する方向を著しく変更したときを含む。)は、遅滞なく、当該設備又は施設の種類及び位置(第四号に掲げるベントスタックにあつては、当該ベントスタックからガスを放出する方向を含む。)を記載した書面を作成し、これを隣接するコンビナート製造事業所に送付しなければならない。ただし、次項の規定により連絡をした設備については、この限りでない。

一 製造施設(第四号及び第五号に掲げる設備を除く。)

二 危険物(消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物をいう。以下同じ。)の製造所、貯蔵所又は取扱所

三 毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物をいう。)を貯蔵するタンク

四 ベントスタック、充填設備その他の可燃性ガス又は毒性ガスを放出し、又は放出するおそれのある設備

五 火気を大量に使用する設備

六 屋外消火栓、貯水槽、貯水池、非常用通門及び避難場所

七 その他特に保安上通知を要する設備又は施設

5 コンビナート製造者は、次の表の上欄に掲げる設備をこれに隣接するコンビナート製造事業所の境界線から同表の下欄に掲げる距離以内に設置するとき(大規模な改修をするときを含む。)は、あらかじめ、当該隣接するコンビナート製造事業所に連絡しなければならない。

設備	距離
一 貯蔵能力が一立方メートル以上(液化ガスにあつては、百トン以上)の貯槽	百メートル
二 貯蔵能力が一キロリットル以上の可燃性液体(高圧ガスを除く。)のタンク	百メートル
三 毒性ガスの製造設備(第一項に掲げる設備を除く。)	百メートル

四	可燃性ガス及び酸素の製造設備（処理能力が千立方メートル以上の処理設備を有する製造設備に限り、第一項に掲げる設備を除く。）	五十メートル
五	導管	二十メートル
六	前各項に掲げる設備以外の製造設備	二十メートル
七	前項の規定による連絡は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 着工及び完成予定日 二 貯槽及びタンクについては、位置、貯蔵物資の種類、圧力及び最大貯蔵量 三 製造設備については、位置、製造する高圧ガスの種類及び圧力並びに当該製造設備に係る処理設備の処理能力 四 導管については、経路並びに高圧ガスの種類及び圧力 五 コンピナート製造者は、その製造施設が危険な状態となつた場合又は製造施設に係る事故が発生した場合において、関係事業所から事故の発生又は拡大の防止のために必要な応援を受けるための措置を講じておかなければならない。 六 第三節 変更の工事に係る許可等 七 特定製造者に係る承継の届出	
八	第十二条 法第十条第二項の規定により、届出をしようとする特定製造者は、様式第二の高圧ガス製造事業承継届書に相続、合併又は当該特定製造者のその許可に係る特定製造事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 第十三条 法第十四条第一項の規定により、同項の許可を受けようとする特定製造者は、様式第三の高圧ガス製造施設等変更許可申請書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 第十四条 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。 第十五条 特定製造者に係る軽微な変更の工事等 一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第五条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの 二 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事 三 ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事 四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事 五 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であつて、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの 六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当するものに限る。） 七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事 イ 特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。） ロ 特定設備の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。） ハ 特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であつて、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、ロ及び前号に該当するものを除く。） ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。） 八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事 イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第五条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号ニに該当するものを除く。）	

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号ニに該当するものを除く。）

2 法第十四条第二項の規定により、同項の届出をしようとする特定製造者は、様式第四の高圧ガス製造施設軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四節 完成検査

（完成検査の申請等）

第十五条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする特定製造者は、様式第五の製造施設完成検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第六の製造施設完成検査証を交付するものとする。

（協会等による完成検査証の届出等）

第十六条 前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、協会が行う完成検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする特定製造者は、様式第七の高圧ガス保安協会完成検査受検届書を、完成検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

4 法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする特定製造者は、様式第八の指定完成検査機関完成検査受検届書を、完成検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（完成検査を要しない変更の工事の範囲）

第十七条 法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、第五条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（第十四条第一項に規定する工事を除く。）であつて、当該設備の処理能力の変更が告示で定める範囲であるものとする。

二 処理能力が一日百立方メートル（不活性ガス又は空気にあつては三百立方メートル）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合にあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの

（協会等の完成検査の報告）

第十八条 法第二十条第四項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第九の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十条第四項の規定により、指定完成検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第十の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（完成検査の方法）

第十九条 法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第三のとおりとする。

（特定設備検査合格証等の有効期間）

第二十条 法第二十条の二の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

第三章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出

第二十一条 高圧ガスの製造の開始又は廃止の届出

2 法第二十一条第一項の規定により、同項の届出をしようとする特定製造者は、様式第十一の高圧ガス製造開始届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第一項の規定により、同項の届出をしようとする特定製造者は、様式第十二の高圧ガス製造廃止届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 自主保安のための措置

(危害予防規程の届出等)

第二十二條 法第二十六條第一項の規定により、同項の届出をしようとする特定製造者は、様式第十三の危害予防規程届書に危害予防規程(変更のときは、変更の明細を記載した書面)を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十六條第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

- 一 法第八條第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項。
 - 二 保安管理体制並びに高圧ガス製造保安統括者(以下「保安統括者」という。)、高圧ガス製造保安技術管理者(以下「保安技術管理者」という。)、高圧ガス製造保安係員(以下「保安係員」という。)、高圧ガス製造保安主任者(以下「保安主任者」という。)、及び高圧ガス製造保安企画推進員(以下「保安企画推進員」という。))の行うべき職務の範囲に関する事項。
 - 三 製造設備の安全な運転及び操作に関する事項(第一号に掲げるものを除く。)
 - 四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項(第一号に掲げるものを除く。)
 - 五 製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項(第一号に掲げるものを除く。)
 - 六 製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関する事項。
 - 七 大規模な地震に係る防災及び被災対策に関する事項。
 - 八 協力会社の作業の管理に関する事項。
 - 九 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関する事項。
 - 十 製造施設を新設し、又は変更する場合の安全審査に関する事項。
 - 十一 保安に係る記録に関する事項。
 - 十二 危害予防規程の作成及び変更の手續きに関する事項。
 - 十三 前各号に掲げるもののほか災害の発生の防止のために必要な事項に関する事項。
- 3 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二條第四号に規定する地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)内にある事業所(同法第六條第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。以下次項において同じ。)に係る法第二十六條第一項の経済産業省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
- 一 大規模地震対策特別措置法第二條第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)の伝達に関する事項。
 - 二 警戒宣言が発せられた場合における避難の勧告又は指示に関する事項。
 - 三 警戒宣言が発せられた場合における防災要員の確保に関する事項。
 - 四 警戒宣言が発せられた場合における防火設備、通報設備、防液堤その他保安に係る設備の整備及び点検に関する事項。
 - 五 警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の整備、点検、運転に関する事項。
 - 六 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項。
 - 七 地震防災に係る教育、訓練及び広報に関する事項。
- 4 法第二十六條第一項の規定により、大規模地震対策特別措置法第三條第一項の規定による強化地域の指定の際当該強化地域内において高圧ガスの製造を行う特定製造事業所を現に管理している特定製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に掲げる事項の細目について、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第三條第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五條第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除き、同法第二條第二項に規定する南海トラフ地震(以下「南海トラフ地震」という。))に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四條第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六條第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
- 一 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項。
 - 二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項。
- 6 法第二十六條第一項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三條第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際に、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならない。
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三條第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六條第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除き、同法第二條第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。))に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五條第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六條第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項。
 - 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項。

8 法第二十六条第一項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。）が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関する事項。

二 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関する事項。

三 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関する事項。

四 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関する事項（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。

五 充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関する事項（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。）。

六 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、消防火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関する事項。

七 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関する事項。

10 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項前項法第二十六条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（保安統括者の選任等）

第二十三条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号に掲げる者（以下次条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条及び第三十三条において「特定製造者」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 気化器若しくは減圧弁により酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス若しくはヘリウムガスを製造する者又は気化器若しくは減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」という。）により炭酸ガスを製造する者（一日の冷凍能力（冷凍保安規則第五条に規定する冷凍能力をいう。第二十五条第六項ハにおいて同じ。）が十トン未満の冷凍設備を使用して気化器等に付属する液化炭酸ガスの貯蔵設備内の当該ガスを冷却する場合を含む。）であつて、次に掲げるものいづれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの。

イ 空気、液化酸素、液化窒素、液化アルゴン、液化ヘリウム、液化フルオロカーボン又は液化炭酸ガスの製造又は販売に関し六月以上の経験を有する者

ロ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職

大学の前期課程を修了した者を含む。）

ハ 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者又は協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者であつて、特定高圧ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者

二 容積が十立方メートル以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキユムレータを使用する者

三 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充填する者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

四 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充填する者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、液化石油ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいづれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造

に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、圧縮天然ガススタンドに係る高圧ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

ハ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

(保安技術管理者の選任等)

第二十四条 法第二十七条の二第三項本文の規定により、特定製造者は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に関する経験
一 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力(不活性ガス及び空気については、その受けている者)が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百万立方メートル。以下この表において同じ。)以上のもの	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験、アンモニア、メタノール、尿素、オキシアルコール、酸化エチレン(直接酸化法によるものに限る。)の合成若しくは高圧ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る一年以上の経験 二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三立方メートル(液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。)を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用し、第一号又は第二号に掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
二 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が百万立方メートル未満のもの(次項に掲げる事業所を除く。)	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	一 一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験 二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して行う高圧ガスの製造に関する一年以上の経験 三 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同年以上である
三 保安用不活性ガス及び特定液化石油ガス以外のガスの処理設備を有しない事業所であつて、特定液化石油ガスの処理能力が百万立方メートル未満のもの	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者(高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第九条第二項の規定に基づき同項に規定する特別試験科目により高圧ガス製造保安責任者試験を受け、これに合格し、丙種化学責任者免状の交付を受けている者(以下「特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者」という。)を除く。)	一 液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験 二 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同年以上である

2 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管理者を選任する必要がある場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 保安統括者に前項の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合

二 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら気化器若しくは減圧弁による可燃性ガス(特定液化石油ガスを除く。)若しくは毒性ガスを製造し、専ら消費(燃焼以外の反応により消費する場合を除く。)をする目的で可燃性ガスを製造し、専ら特定液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充填し、専ら圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充填し、又は専ら可燃性ガス及び毒性ガス以外の高圧ガスを製造する場合

(保安係員の選任等)

第二十五条 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分(以下「製造施設区分」という。)は、次の各号に掲げるものによるものとする。

- 一 ナフサその他のパラフィンの製造に係る高圧ガスの製造施設
- 二 エチレン及びプロピレンの製造に係る高圧ガスの製造施設
- 三 ベンゼン、トルエン及びキシレンの製造に係る高圧ガスの製造施設
- 四 ポリエチレン又はポリプロピレンの製造に係る高圧ガスの製造施設
- 五 塩化ビニルモノマーの製造に係る高圧ガスの製造施設
- 六 塩化ビニルポリマーの製造に係る高圧ガスの製造施設
- 七 酸化エチレンの製造に係る高圧ガスの製造施設

- 八 アンモニア又はメタノールの製造に係る高圧ガスの製造施設
 - 九 尿素の製造に係る高圧ガスの製造施設
 - 十 カーバイド法による液化塩素の製造施設
 - 十一 電気分解による液化塩素の製造施設
 - 十二 炭酸ガスの製造施設（貯槽を設置して専ら充填のみを行うものを除く。）
 - 十三 フルオロカーボンの製造に係る高圧ガスの製造施設
 - 十四 水素以外の高圧ガスの製造（ナフサその他のパラフィンの製造に係る高圧ガスの製造を除く。）に用いられる水素の製造施設
 - 十五 空気液化分離装置による酸素、ヘリウム、アルゴン等の製造施設（貯槽を設置して専ら充填のみを行うものを除く。）
 - 十六 特定液化石油ガスの製造施設
 - 十七 その他の高圧ガスの製造施設
- 2 法第二十七条の二第四項の規定により、特定製造者は、前項各号に掲げる製造施設区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であつて、第三項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安係員を選任しなければならない。この場合において、同一の製造施設区分に属する製造施設が同一の計器室で制御されない二以上の系列に形成されているとき又は一の製造施設につき従業員の交替制をとっているときは、当該製造施設については、当該系列ごとに、又は当該交替制のために編成された従業者の単位ごとに保安係員を選任しなければならない。
 - 3 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験、圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して行う高圧ガスの製造に関する一年以上の経験若しくは高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同年以上であると認める経験とする。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、特定製造者は、乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者が高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する場合には、その者をその経験を有する高圧ガスに係るガスの区分（可燃性・毒性ガス（可燃性ガスであるものを除く）、毒性ガス（可燃性ガスであるものを除く）、毒性ガス（可燃性ガスであるものを除く）、不活性ガス、その他のガスの区分）及び酸素の別をいう。以下単に「ガスの区分」といい、第二十八条第五項において同じ。）に属する高圧ガスの製造施設に係る保安係員に、又はその他のガス（不活性ガス、その他のガスの区分に含まれないガスをいう。）の製造施設に係る保安係員に選任できるものとする。
 - 5 第一項の規定にかかわらず、異なる製造施設区分に属する二以上の製造施設とが設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、同一の計器室において制御される適切な保安管理が行えるとき又は保安管理上これと同年以上であると経済産業大臣が認めるときは、当該製造施設は、同一の製造施設区分に属するものとみなす。
 - 6 第一項の規定にかかわらず、異なる製造施設区分に属する二以上の製造施設が設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、当該施設のうち一の製造施設を除く他の製造施設の全てが次に掲げるものに該当するときは、当該製造施設は、同一の製造施設区分に属するものとみなす。
 - イ 処理能力が百立方メートル以下の処理設備（可燃性ガスの液化ガスを加圧するためのポンプが設置されているものを除く。）であるとき。
 - ロ 酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス又はヘリウムガスを気化器又は減圧弁により製造する製造施設であるとき。
 - ハ 炭酸ガスを気化器等により製造する製造施設（一日の冷凍能力が十トン未満の冷凍設備を使用して気化器等に付属する貯蔵設備内の炭酸ガスを冷却するものを含む。）であるとき。
 - 7 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる製造施設の一と告示で定める製造施設とがあわせて設置されている場合は、両者を同一の製造施設区分に属するものとみなす。当該告示で定める製造施設が複数設置されている場合も、同様とする。
 - 8 第一項の規定にかかわらず、高圧ガスの製造施設であつて鉄鋼又は非鉄金属の製造の用に供するものについては、燃焼、酸化、還元、動力その他高圧ガスの使用形態を考慮して経済産業大臣が定める製造施設区分によるものとする。
- （保安統括者等の選任等の届出）
- 第二十六条** 法第二十七条の二第五項の規定により、同項の届出をしようとする特定製造者は、様式第十四の高圧ガス保安統括者届書に、保安統括者が当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者であることを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。
- 2 法第二十七条の二第六項の規定により届出をしようとする特定製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第十四の高圧ガス保安技術管理者等届書に、当該保安技術管理者又は保安係員が交付を受けた製造保安責任者免状の写しを添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該写しの添付を省略することができる。
- （保安係員等の講習）
- 第二十七条** 法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、特定製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、保安係員又は保安主任者にあつてはそれらの者が製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、保安企画推進員にあつてはその者が選任された日から六月以内に、それぞれ第一回の法第二十七条の二第七項に規定する講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなければならない。
- 2 法第二十七条の二第七項の規定により、特定製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に、それぞれ第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、特定製造者は、保安係員若しくは保安主任者若しくは保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。
- 過するまでの日の期間が六月未満の場合は、保安係員又は保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせなければならない。

(保安主任者の選任等)

第二十八条 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、製造をする高圧ガスの種類にかかわらず、百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百万立方メートル）とする。この場合における容積には、保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気の容積の四分の三及び保安用不活性ガスの容積は、算入しないものとする。

2 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分は、第二十五条第一項各号によるものとする。

3 法第二十七条の三第一項の規定により、特定製造者は、第二十五条第一項に規定する製造施設区分（以下この項において単に「製造施設区分」という。）ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であつて、次項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安主任者を選任しなければならない。ただし、特定液化石油ガスの製造施設（他の製造施設と同一の製造施設区分に属するとみなされるものを除く。）については、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。）であつて次項に定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安主任者を選任することができる。

4 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験、圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して行う高圧ガスの製造に関する一年以上の経験若しくは高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を行う者と同等以上であると認められる経験とする。

5 前三項の規定にかかわらず、特定製造者は、乙種化学責任者免状の交付を受けている者を保安主任者を選任する場合には、当該者が製造に関する一年以上の経験を有する高圧ガスが属するガスの区分に属する製造施設に限つて選任することができる。

6 第二項の規定にかかわらず、第二十五条第四項から第八項の規定は、保安主任者の選任に準用する。

(保安企画推進員の選任等)

第二十九条 法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 保安技術管理者に選任され、その職務に充当して三年以上従事した者

二 保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に充当して五年以上従事した者

三 保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に充当して七年以上従事した者

四 高圧ガスの製造に係る保安に関する企画又は指導の業務に充当して三年以上従事した者

五 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に充当して七年以上従事した者

六 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に充当して十年以上従事した者

(保安主任者の選任等の届出)

第三十条 法第二十七条の三第三項において準用する法第二十七条の二第六項の規定により、同項の届出をしようとする特定製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内に保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第十五の高圧ガス保安主任者等届書に、保安主任者にあつては交付を受けた製造保安責任者免状の写しを、保安企画推進員にあつては前条各号の一に該当する者であることを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。

(保安係員の職務)

第三十一条 法第三十二条第三項の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 製造施設の位置、構造及び設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように監督すること。

二 製造の方法が法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように監督すること。

三 定期自主検査の実施を監督すること。

四 前三号に掲げるもののほか、製造施設及び製造の方法についての巡視及び点検を行うこと。

五 高圧ガスの製造に係る保安についての作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の措置基準の作成に関し、助言を行うこと。

六 災害の発生又はそのおそれがある場合における応急措置を実施すること。

(保安企画推進員の職務)

第三十二条 法第三十二条第五項の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 危害予防規程の立案及び整備を行うこと。

二 保安教育計画の立案及び推進を行うこと。

三 前三号に掲げるもののほか、高圧ガスの製造に係る保安に関する基本的方針の立案を行うこと。

四 高圧ガスの製造に係る保安についての作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の措置基準に関し、指導及び勧告を行うこと。

五 防災訓練の企画及び推進を行うこと。

六 災害が発生した場合におけるその原因の調査及び対策の検討を行うこと。
 七 高圧ガスの製造に係る保安に関する情報の収集を行うこと。
 八 製造施設の設計・施工（製造施設の変更に係るものを含む。）に關し、保安上の観点から助言、指導及び勧告を行うこと。
 （保安統括者等の代理者の選任等）

第三十三条 法第三十三条第一項の規定により、特定製造者は、次の各号に掲げる者の代理者を選任するときは、当該各号に掲げる者のうちから選任しなければならない。

- 一 保安統括者の代理者 当該保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者
 - 二 保安技術管理者の代理者 当該保安技術管理者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であつて、第二十四条の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者
 - 三 保安係員の代理者 当該保安係員の職務に係る製造施設において高圧ガスの製造に従事する者であつて、第二十五条第二項に規定する製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同条第三項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者
 - 四 保安主任者の代理者 当該保安主任者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であつて、第二十八条第三項に規定する製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同条第四項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者
 - 五 保安企画推進員の代理者 第二十九条各号の一に該当する者
- 2 法第三十三条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、保安技術管理者の代理者にあつては前項第二号に、保安係員の代理者にあつては前項第三号に、保安主任者の代理者にあつては前項第四号に掲げるものとする。
- 3 法第三十三条第三項において準用する法第二十七条の二第五項の規定により、同項の届出をしようとする特定製造者は、様式第十六の高圧ガス保安統括者代理者届書に、保安統括者の代理者であることを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。

第五章 保安検査及び定期自主検査

第一節 保安検査

（特定施設の範囲等）

第三十四条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。

- 2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）が一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものがあり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わなければならない。

一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面

二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

- 4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする特定製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（同項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十八の保安検査証を交付するものとする。

（協会等による保安検査証の届出等）

第三十五条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する特定施設とする。

2 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替へるものとする。

- 3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする特定製造者は、様式第十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 - 4 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。
 - 5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする特定製造者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた特定施設を有する事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
(協会等の保安検査の報告)
- 第三十六条** 法第三十五条第三項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第二十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保安検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 法第三十五条第三項の規定により、指定保安検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第二十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保安検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
(保安検査の方法)
- 第三十七条** 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。
- 2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
 - 一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合。
 - 二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。
 - イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法
 - ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法
 - ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認められた方法
 - 三 第五号第一項第二号、第八号から第十号まで、第三十六号若しくは第四十八号、又は第五十四条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に依つて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合。
 - 四 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備(第五条第一項第十四号、第二十九号、第四号、第四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二並びに第六十五号ト及びルに掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))に係るものに限る。)、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。)、液化天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号掲げる基準に係るものに限る。))並びに圧縮水素スタンド(第七条の三第一項第十四号第十六号及び第十八号第七条の三第二項第一号準用する場合を含む。))並びに同条第二項第三十号及び第三十四号掲げる基準(液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器に係るものに限る。))に係るものに限る。))である製造施設並びにコンビナート製造事業所間の導管(第十条第二十九号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))に係るものに限る。))において、別表第四に定める方法を用いる場合
- 第二節 定期自主検査**
- (定期自主検査を行う製造施設)
- 第三十八条** 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量は、ガスの種類にかかわらず、三十立方メートルとする。
- 2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備(経済産業大臣が定めるものを除く。以下この条において同じ。))とする。
 - 3 (経済産業大臣が定める設備にあつては、経済産業大臣が定める期間(一回以上行わなければならない。))に適合しているかどうかについて、一年ときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間(一回以上行わなければならない。))に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して一回以上行わなければならない。
 - 4 法第三十五条の二の規定により、特定製造者(第二十三条第二項の規定により保安統括者を選任する必要のないものを除く。))は、同条の自主検査を行うときは、その選任した保安係員に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。
 - 5 法第三十五条の二の規定により、特定製造者は、同条の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 検査をしたガス設備
 - 二 検査をしたガス設備の設備ごとの検査の方法及び結果
 - 三 検査年月日
 - 四 検査の実施について監督を行った保安係員の氏名
- (電磁的方法による保存)
- 第三十八条の二** 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。))により記録することにより作成し、保存することができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにならなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第六章 危険時の措置

(危険時の措置)

第三十九条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造施設が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、製造の作業を中止し、製造設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。
- 二 充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。
- 三 前二号に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じ付近の住民に退避するよう警告すること。
- 四 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを次に掲げる方法により放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。
 - イ 可燃性ガス又は特定不活性ガスの放出は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出するときは、通風のよい場所です量ずつ放出すること。
 - ロ 毒性ガスを大気中に放出するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつ行うこと。
 - ハ 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して放出するときは、当該放出するガスの滞留を検知するための措置を講じて行うこと。
 - ニ 酸素の放出は、バルブ及び放出に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行うこと。
 - ホ 放出した後は、バルブの損傷を防止する措置を講ずること。
 - ヘ 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
 - (イ) 熱湿布を使用すること。
 - (ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。
 - (ハ) 設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造の空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。

第七章 完成検査及び保安検査に係る認定等

(完成検査に係る認定の申請等)

第四十条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十条第三項第二号の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第二十三の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図
 - 二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図
 - 三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類
 - 2 法第三十九条の二第一項の経済産業省令で定める特定変更工事は、新たな製造施設の追加の工事以外の変更の工事であつて、継続して二年以上高圧ガスを製造している施設に係るものとする。
- (完成検査に係る認定の基準等)
- 第四十一条 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。第四十三条第一項において同じ。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百万立方メートル。第四十三条第一項において同じ。）以上の製造事業所については別表第五、それ以外の製造事業所については別表第六に定めるところによるものとする。
- 2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。
- 一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項
 - 二 法第三十九条の三第二項の完成検査規程に関する事項
- 3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第二十四の認定完成検査実施者認定証を交付するものとする。

(保安検査に係る認定の申請等)

第四十二条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第二十五の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に

- 次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図
- 二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図
- 三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

- 2 前項の申請において、第四十条第一項による完成検査に係る認定の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第四十条第一項の書類のうち共通の内容とするものに限る、当該書類を添えることを要しない。
 - 3 法第三十九条の四第一項の経済産業省令で定める特定施設は、第三十四条第一項に規定する特定施設のうち継続して一年以上高圧ガスを製造しているものとする。
- (保安検査に係る認定の基準等)
- 第四十三条** 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が百万立方メートル以上の製造事業所については別表第七、それ以外の製造事業所については別表第八に定めるところによるものとする。
- 2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。
 - 一 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項
 - 二 法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項
 - 3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第二十六の認定保安検査実施者認定証を交付するものとする。
- (協会等による調査の申請等)
- 第四十四条** 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関（以下この条において「協会等」という。）が行う調査を受けようとする特定製造者は、様式第二十七の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。
- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図
 - 二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図
 - 三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類
- 2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。
 - 一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項
 - 二 法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項
 - 3 法第三十九条の七第二項の規定により、協会等は、前項の調査において、申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第二十八の認定完成検査実施者調査証を交付するものとする。
 - 4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする特定製造者は、様式第二十九の認定保安検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。
 - 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図
 - 二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図
 - 三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類
 - 5 前項の申請において、第一項による完成検査に係る協会等が行う調査の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第一項の書類のうち共通の内容とするものに限る、当該書類を添えることを要しない。
 - 6 法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。
 - 一 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項
 - 二 法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項
 - 7 法第三十九条の七第四項の規定により、協会等は、前項の調査において、申請の内容が法第三十九条の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第三十の認定保安検査実施者調査証を交付するものとする。
- (認定の更新)
- 第四十五条** 法第三十九条の八第一項の規定により、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が認定の更新を受ける場合は、第四十条から前条までの規定を準用するものとする。
- (認定内容の変更の届出)
- 第四十六条** 法第三十九条の九第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第三十一の認定完成検査実施者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 法第三十九条の九第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第三十二の認定保安検査実施者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- (施設の追加)
- 第四十七条** 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設を追加する場合にあつては、第四十条、第四十一条及び第四十四条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、認定完成検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第四十一条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をすることとし、また、第四十条第一項又は第四十四条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第四十二条、第四十三条及び第四十四条第四項、第六項及び第七項までの規定を準用する。ただし、認定保安検査実施者が特定事業者である場合にあつては、第四十三条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第四十二条第一項又は第四十四条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(検査記録の作成)

第四十八条 法第三十九条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査に係る責任者の氏名
 - 三 検査をした特定変更工事の内容
 - 四 特定変更工事の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細
- 2 法第三十九条の十第三項で準用する同条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 検査年月日
 - 二 検査に係る責任者の氏名
 - 三 検査をした特定施設
 - 四 保安検査を行った特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

(検査記録の届出)

第四十九条 法第三十九条の十一第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第三十三の完成検査記録届書に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 検査をした特定変更工事の内容
 - 二 特定変更工事の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果
- 2 法第三十九条の十一第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第三十四の保安検査記録届書に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 検査をした特定施設
- 二 保安検査を行った特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第四十九条の二 令第十条ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五條第一項の事業所ごとに、法第二十条第三項第二号又は法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十条ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。

3 第一項の規定により、令第十条ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第三十四の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第三十四の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当していると認めるときは、法第二十条第三項第二号の認定の申請をした者には様式第三十四の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をした者には様式第三十四の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準)

第四十九条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること
- 二 先進的な技術を適切に活用していること
- 三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること
- 四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること
- 五 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止を行つた次の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること
- 六 前各号に掲げる事項について継続的改善を行っていること
- 七 法第三十九条の三第一項又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新)

第四十九条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

- 一 法第三十九条の八に基づく認定の更新と同時に令第十条ただし書の認定の更新を受けなかつたとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日
- 二 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日
- 2 第四十九条の二及び第四十九条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出)

第四十九条の五 認定完成検査実施業者である特定認定事業者(以下「特定認定完成検査実施事業者」という。)は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があったときは、様式第三十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 認定保安検査実施業者である特定認定事業者(以下「特定認定保安検査実施事業者」という。)は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があったときは、様式第三十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の施設の追加)

第四十九条の六 特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設を追加する場合にあつては、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定を準用する。ただし、第四十九条の二第二項又は同条第三項に掲げる第四十九条の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等)

第四十九条の七 経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十条ただし書の認定を取り消すことができる。

一 法第三十九条の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十九条の三各号のいずれかに該当していないと認められたとき。

三 不正の手段により令第十条ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

2 法第三十八条第一項の規定により法第五条第一項又は法第十六条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五条第一項の事業所に係る令第十条ただし書の認定は、その効力を失う。

第七章の二 指定設備に係る認定等

(指定設備に係る認定の申請)

第四十九条の八 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第三十四の八の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関(以下「指定設備認定機関等」という。)に提出しなければならない。

一 申請者の概要を記載した書類

二 認定を受けようとする設備の品名及び設計図その他当該設備の仕様を明らかにする書類

三 認定を受けようとする設備の製造及び品質管理の方法の概略を記載した書類

四 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類

2 指定設備認定機関等は、第一項の申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、必要があると認めるときは、認定のための調査をすることができる。

(指定設備に係る技術上の基準)

第四十九条の九 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 二重殻密閉構造設備内の高圧ガス設備、冷凍機内の凝縮器及び熱交換器並びに蒸発器(第三号、第五号及び第六号において「二重殻内設備等」という。)の材料は、特定設備検査規則第十一条及び第三十六条に適合するものであること。

二 二重殻密閉構造設備外のガス設備(冷凍機内の凝縮器及び熱交換器並びに蒸発器を除く。)に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

三 二重殻内設備等の設計強度及び形状等は、特定設備検査規則第十二条から第二十三条まで及び第三十七条に適合するものであること。

四 二重殻密閉構造設備外の高圧ガス設備(冷凍機内の凝縮器及び熱交換器並びに蒸発器を除く。)の設計強度及び形状等は、第六条第一項第一号から第十三号までに適合するものであること。

五 二重殻内設備等の溶接は、特定設備検査規則第二十四条から第三十一条まで及び第三十八条から第四十二条までに適合するものであること。

六 二重殻内設備等の構造は、特定設備検査規則第三十二条から第三十五条まで及び第四十三条から第四十五条までに適合するものであること。

七 二重殻密閉構造設備内の材料は、耐腐食性があり、かつ、低温脆性を起こさないものであること。

八 二重殻密閉構造設備と特定設備検査規則第三条の特定支持構造物の溶接部及び二重殻密閉構造設備のつり金具に係る溶接部は特定設備検査規則第三十一条第三項に適合するものであること。

九 ガス設備は、直接風雨にさらされる部分及び外表面に結露のおそれのある部分には、銅、銅合金、ステンレス鋼その他耐腐食性材料を使用し、又は耐腐食処理を施しているものであること。

十 高圧ガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接又はろう付けによること。ただし、溶接又はろう付けによることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。

十一 各ユニットが、工場において個別ユニット又は二個以上のユニットとして組立、試験及び検査が行われた後、それぞれのユニットのまま搬入据付が行われるものであること。

十二 現地におけるユニット間の高圧ガス設備の接続は配管接続とし、その接合部は次に掲げる基準を満たす溶接又はろう付けによること。ただし、溶接又はろう付けによることが適当でない場合にあつては、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手によることができる。

イ 第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が溶接又はろう付けした後、検査を実施し合格すること。

ロ 溶接又はろう付けした後、協会又は指定設備認定機関が実施する検査に合格すること。

十三 貯蔵設備の貯槽には、同時に閉と出来ない構造の元弁に接続された二つ以上の安全弁を設けるほか、安全弁が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を設けること。

十四 自動制御装置（自動停止機能及び圧力自動放出機能を含む。）を有するものであること。

十五 原料空気圧縮機は、オイルフリータイプ又は高圧ガス設備に油分の混入しない構造であること。

十六 液化空気中にアセチレン又は炭化水素が濃縮するおそれがある場合には、濃縮防止のため、自動的に液化空気を放出する機能を有すること。

（指定設備認定証の様式）

第四十九条の十 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第三十四の九のとおりとする。

（指定設備認定証の再交付）

第四十九条の十一 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を受けようとする者は、様式第三十四の十の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。

（表示）

第四十九条の十二 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鋳出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一 指定設備認定証の交付番号

二 指定設備の製造業者の名称又はその略称若しくは符号

三 指定設備認定機関等の名称又はその略称若しくは符号

（指定設備認定証の返納）

第四十九条の十三 法第五十六条の九第二項において準用する法第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。

（指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等）

第四十九条の十四 認定指定設備に変更の工事を施したとき又は認定指定設備の移設等（転用を除く。以下この条及び第四十九条の十五において同じ。）を行ったときは、当該認定指定設備に係る指定設備の認定は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 当該変更の工事が同等の部品への交換のみである場合

二 当該変更の工事が同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事に届け出た場合

三 当該変更の工事が同等の部品への交換及び同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事に届け出た場合

四 認定指定設備の移設等を行った場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事に届け出た場合

二 認定指定設備を設置した者は、その認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等を行ったときは、前項ただし書の場合を除き、前条の規定により当該指定設備に係る指定設備認定証を返納しなければならない。

三 第一項ただし書の場合において、認定指定設備の変更の工事をを行った者又は認定指定設備の移設等を行った者は、当該認定指定設備に係る指定設備認定証に、変更の工事の内容及び変更の工事を行った年月日又は移設等を行った年月日を記載しなければならない。

（認定指定設備の交換に係る調査の申請等）

第四十九条の十四の二 前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第三十四の十一の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

一 指定設備認定証の写し

二 認定指定設備技術基準適合書の交付を受けようとするユニット又は機器の品名及び設計図その他当該ユニットの仕様を明らかにする書類

三 認定指定設備技術基準適合書の交付を受けようとする設備の製造及び品質管理の方法の概略を記載した書類

四 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類

三 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第四十九条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の十二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

（認定指定設備の移設等に係る調査の申請等）

第四十九条の十五 第四十九条の十四第一項第四号の調査を受けようとする者は、様式第三十四の十一の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に前条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

- 2 前項の調査は、書類調査及び現地調査により行うものとする。
- 3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第四十九条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の十二の二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

第八章 雑則

(帳簿)

第五十条 法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき事項	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器に充填した場合（特定液化石油ガス又は天然ガスを燃料として使用する充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類、充車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する特定液化石油ガス又は天然ガスを充填容器）ごとの高圧ガスの充填圧力（液化ガスについては、充填質量並びに充填年月日））	一 充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量、授受先並びに授受年月日）
二 高圧ガスを容器により授受した場合	二 充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量、授受先並びに授受年月日）
三 製造施設に異常があつた場合	三 異常があつた年月日及びそれに対してとつた措置

(収去証)

第五十一条 法第六十二条第一項の規定により、経済産業大臣がその職員により高圧ガスを収去させるときは、被収去者に様式第三十五の収去証を交付しなければならない。

(身分を示す証票)

第五十二条 法第六十二条第六項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させる証票は、様式第三十六のものとする。

(事故届)

第五十三条 法第六十三条第一項の規定により、同項の届出をしようとする特定製造者は、様式第三十七の事故届書を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第五十三条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第三十八の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分	報告期限
一 次のいずれかに該当する事故 イ 死者が一名以上、重傷者（負傷の治療に要する期間が三十日以上を負傷者をいう。）が二名以上若しくは軽傷者（負傷の治療に要する期間が三十日未満の負傷者をいう。）が六名以上の人身被害又はこれと同等以上の人身被害が生じた事故 ロ 直接に生ずる物的被害の総額が一億円以上の事故 ハ 大規模な火災又はガスの大量の漏えいがあつた事故その他重大な社会的影響を及ぼしたと認められる事故 ニ 同一の事業所において事故が発生した日から一年を経過しない間に発生した事故	事故発生の日から十日以内
二 前号に規定する事故以外の事故	当該事故が発生した月の一月分の事故を取りまとめ、翌月十日まで

2 都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第三十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

(危険のおそれのない場合等の特則)

第五十四条 第五条から第七条まで、第九条及び第十条に規定する基準、第十一条の規定による連絡方法の通知等、試験研究のために製造設備を使用する試験研究機関に係る第二十三条の規定による保安統括者の選任並びに第二十五条第五項の規定による保安係員の選任の基準については、経済産業大臣が高圧ガスの種類、周囲の状況その他の関係により危険のおそれないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、経済産業大臣がその程度に応じて認めたものによるものとする。

(経済産業省令で定める施設)

第五十五条 令第十七条の表の経済産業省令で定める施設は、液化石油ガスの分離又は精製のための設備、液化石油ガス以外の高圧ガスの原料に係る液化石油ガスの貯蔵設備及び液化石油ガス（容器に充填されたものを除く。）の輸入のための設備を設置する製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。）のための施設とする。

(経過措置)

第五十六条 次の各号に掲げる製造施設については、当該各号に定める日から二年間は、第五条第一項第二号から第五号まで及び第六十五号ロの規定（第六条第一項第一号又は第二号において適用する場合を含む。）は、適用しない。ただし、この間は、当該製造施設について、液化石油ガス保安規則第六條第一項第二号若しくは第三号、第七條若しくは第八條第一項第一号若しくは第二号又は一般高圧ガス保安規則第六條第一項第二号若しくは第二十二号ロ若しくはハの規定を適用するものとする。

一 別表第一の改正又は用途地域に関する都市計画の決定若しくは変更（以下「別表第一の改正等」という。）の現に存し、又は法第五十一条の許可を受けている者の当該許可に係る製造事業所であつて、当該別表第一の改正等により新たに特定製造事業所となることとなる製造事業所に当該別表第一の改正等の現に設置され、又は法第五十一条若しくは第十四条第一項の許可を受けている製造施設 別表第一の改正等の日

二 製造施設の変更（軽易な変更を除く。）により新たに特定製造事業所となつた製造事業所に当該変更のための工事の開始の現に設置されている製造施設 当該変更のための工事の完成の日

三 製造施設の軽易な変更により新たに特定製造事業所となつた製造事業所に当該変更のための工事の完成の現に設置されている製造施設 当該変更のための工事の完成の日

四 前項各号に掲げる製造施設については、第五条第一項第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定は適用しない。ただし、当該製造施設については、液化石油ガス保安規則第六十一条

項第八号又は一般高圧ガス保安規則第六十一条第五号の規定を適用するものとする。

五 第一項各号に掲げる製造施設については、当該各号に定める日から二年間（第五条第一項第二十五号、第二十六号及び第六十二号の規定にあつては、一年六月間）は、第五条第一項第二十五号から第二十八号まで、第三十五号、第三十六号、第四十四号、第四十九号、第五十三号から第五十七号まで、第六十一号及び第六十二号の規定は適用しない。ただし、この間は、当該製造施設に

ついて、液化石油ガス保安規則第六十一条第十号、第十一号、第二十一号、第二十六号及び第三十一号又は一般高圧ガス保安規則第六十一条第七号、第八号、第十八号、第十九号、第二十五号及び第三十九号の規定を適用するものとする。

六 第五条第一項第三十七号の規定（第六条第一項第一号において適用する場合を含む。）による経済産業大臣の地域の指定があつたとき、現に当該地域内に存する特定液化石油ガスの貯槽について

は、当該指定があつた日から九月間は、同号の規定は、適用しない。

七 次の各号に掲げる導管については、当該各号に定める日から二年間は、第十条第六号、第二十六号から第三十六号まで、第三十八号及び第三十九号の規定（第二十九号にあつては、漏えい検知

口に関する部分を除く。）は、適用しない。ただし、この間は、当該導管について、液化石油ガス保安規則第六十一条第三十六号又は一般高圧ガス保安規則第六十一条第四十三号の規定を

適用するものとする。

八 別表第一の改正の際現に存し、又は法第五十一条の許可を受けている者の当該許可に係る製造事業所であつて、当該別表第一の改正により新たに特定製造事業所となることとなる製造事業

所に係る導管（当該別表第一の改正の際現に設置され、又は法第五十一条若しくは第十四条第一項の許可を受けているものに限る。） 別表第一の改正の日

九 製造施設の変更により新たに特定製造事業所となつた製造事業所に係る導管（当該変更のための工事の開始の際現に設置され、又は法第五十一条若しくは第十四条第一項の許可を受けてい

るものに限る。） 当該変更のための工事の完成の日

十 前項各号に掲げる導管については、当該各号に定める日から三月間は、第十条第三十七号の規定は、適用しない。

十一 第五項各号に掲げる導管については、第十条第四号、第五号、第七号から第二十五号まで及び第二十九号（漏えい検知口に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、当該導管につい

ては、液化石油ガス保安規則第六十一条第三十六号ロ、ハ及びト又は一般高圧ガス保安規則第六十一条第四十三号ロ、ハ及びトの規定を適用するものとする。

十二 別表第一の改正により新たにコンビナート製造事業所となつた製造事業所において高圧ガスの製造をする者（以下「追加コンビナート製造者」という。）に対する第十一条第一項及び第四項の規

定の適用については、同条第一項中「製造を開始する前に」とあるのは「別表第一の改正により当該製造事業所がコンビナート製造事業所となつた後遅滞なく」と、同条第四項中「コンビナート

製造者は」とあるのは「コンビナート製造者は、別表第一の改正により当該製造事業所がコンビナート製造事業所となつた後遅滞なく」と、「以内において次の各号に掲げる設備又は施設を設置

し、又は撤去したとき（第四号に掲げるベントスタックにあつては、当該ベントスタックからガスを放出する方向を著しく変更したときを含む。）は、遅滞なく、当該設備又は施設」とあるのは

「以内にある次の各号に掲げる設備又は施設」とする。

十三 第十一条第二項の規定は、追加コンビナート製造者については、当該高圧ガスの製造をする者が追加コンビナート製造者となつた日から六月間は、適用しない。ただし、この間は、当該追加コ

ンビナート製造者の事業所に係る導管について、液化石油ガス保安規則第六十一条第三十六号ヌ又は一般高圧ガス保安規則第六十一条第四十三号ルの規定を適用するものとする。

十四 第十一条第七項の規定は、追加コンビナート製造者については、当該高圧ガスの製造をする者が追加コンビナート製造者となつた日から三月間は、適用しない。

（条例等に係る適用除外）

第五十七条 第三十六条、第四十九条、第五十二条及び第五十三条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めが定めるときは、その限度に

おいて適用しない。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條中液石則第二十六條及び第四十九條の改正規定、附則第六條中一般則第二十七條及び第五十一條の改正規定並びに附則第七條の規定 公布の日

二 第十八條第二項第九号及び第三十條第八号の規定 公布の日から起算して、六月を経過した日

（経過措置）

第二条 旧省令の施行の際現に存し、又は法第五十一条の許可を受けている者の当該許可に係る製造事業所であつて特定製造事業所に該当するものに係る製造施設であつて、旧省令の施行の際現

に設置され、若しくは同条同項若しくは法第十四条第一項の許可を受けているもの又はこれらの製造施設について旧省令の施行後同条同項の許可を受けて行われる軽易な変更の工事に係る製造施

設（以下単に「既存製造施設」という。）については、第八条第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。ただし、当該既存製造施設については、液石則第九條第一項第

七号又は一般則第十二條第五号の規定を適用するものとする。

第三条 既存製造施設に係る導管（以下この条において「既存導管」という。）については、第十二條第四号、第五号、第七号から第二十五号まで及び第二十九号（漏えい検知口に関する部分に限

る。）の規定は、適用しない。ただし、当該既存導管については、液石則第九條第一項第二十六号ロ、ハ及びト又は一般則第十二條第二十九号ロ、ハ及びトの規定を適用するものとする。

第四条 法第二十九條第二項の製造保安責任者免状の交付を受けている者が職務を行うことができる範囲及び法第二十九條第五項の製造保安責任者免状の交付に関する手続的事項は、液化石油ガス

保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（昭和六十一年通商産業省令第八十号。次項において「改正省令」という。）第二条中一般則第二十四條、第二十八條、別表第十三及び別

表第一の改正又は用途地域に関する都市計画の決定若しくは変更（以下「別表第一の改正等」という。）の現に存し、又は法第五十一条の許可を受けている者の当該許可に係る製造事業

所であつて、当該別表第一の改正等により新たに特定製造事業所となることとなる製造事業所に当該別表第一の改正等の現に設置され、又は法第五十一条若しくは第十四条第一項の許可を

を受けている製造施設 別表第一の改正等の日

表第十五の改正規定の施行の日（昭和六十二年四月一日。次項において「施行日」という。）の前日までは、第三十四条及び第三十六条から第三十九条までの規定にかかわらず、液石則第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定又は一般則第二十四条及び第二十六条から第二十九条までの規定による。

2 施行日において現に改正省令による改正前の一般則第二十八条第一項又は第二項の規定により高压ガスの種類を指定されている乙種化学責任者免状及び丙種化学責任者免状については、第三十八条第一項又は第二項の規定により当該高压ガスの属する区分が指定されているものとみなす。

附則（平成元年八月二二日通商産業省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年一月二四日通商産業省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年六月二九日通商産業省令第三一号）

この省令は、平成三年七月五日から施行する。

附則（平成四年五月二一日通商産業省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成四年五月十五日から施行する。

（コンビ規則に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に旧法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けて設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手しているアルシン等の製造施設については、次の各号に掲げる規定（アルシン等に係る部分に限る。）の適用に関しては、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、適用しない。

一 改正後のコンビナート等保安規則（以下「新コンビ規則」という。）第八条第四十号の二及び第七十二号ト 一年間

二 新コンビ規則第八条第四十六号及び第七十二号チ 二年間

附則（平成六年三月一〇日通商産業省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年七月二五日通商産業省令第五七号）

この省令は、平成六年七月二十九日から施行する。

附則（平成六年七月二七日通商産業省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の火薬類取締法施行規則、容器保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高压ガス保安規則、高压ガス保安管理員等規則、コンビナート等保安規則並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定の適用については、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附則（平成七年四月四日通商産業省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年三月二九日通商産業省令第二一九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中液化石油ガス保安規則第二十条の改正規定、第二条中一般高压ガス保安規則第二十一条の改正規定及び第三条中コンビナート等保安規則第二十八条の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に第一条の規定による改正後の液化石油ガス保安規則（以下「改正液石則」という。）第十四条の二若しくは第六十一条の二、第二条の規定による改正後の一般高压ガス保安規則（以下「改正一般則」という。）第十五条の二若しくは第六十四条の二又は第三条の規定による改正後のコンビナート等保安規則（以下「改正コンビ規則」という。）第十五条に規定する軽微な変更の工事について高压ガス取締法（以下「法」という。）第十四条第一項若しくは法第十九条第一項の許可又は法第二十条の規定による完成検査に係る申請をした者は、法第十四条第二項又は第十九条第二項の規定による届出を行ったものとみなす。

第三条 改正液石則第二十条第一項及び第二項、改正一般則第二十一条第一項及び第二項並びに改正コンビ規則第二十八条第一項及び第二項の規定は、平成五年四月一日以後に改正前の液化石油ガス保安規則第二十条第一項及び第二項及び同令第二十条第三項、改正前の一般高压ガス保安規則第二十一条第一項及び第二項及び同令第二十一条第三項並びに改正前のコンビナート等保安規則第二十八条第一項及び第二項及び同令第二十八条第三項に規定する講習を受けた保安係員、保安主任者及び保安企画推進員に適用する。

附則（平成九年三月二二日通商産業省令第一九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 この省令による改正前のコンビナート等保安規則（以下「旧規則」という。）第二条第四号の改正規定及び同規則第八条の改正規定のうち配管に係る部分 平成十年四月一日

二 同規則第八条を同令第五条とし、同条に一項を加える改正規定のうち、この省令による改正後のコンビナート等保安規則（以下「新規則」という。）第五条第二項第一号ホに係る部分 平成九年十月一日

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは法第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は法第五条第二項若しくは法第十四条第四項の届出を行っている者に係る第一種保安物件については、新規則第二条第一項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に第一種製造者である者(その製造設備が特定液化石油ガススタンド及び圧縮天然ガススタンドであるものを含む。)については、新規則第五条第一項第六十四号(同新規則第六条第一号及び第七条第一項第一号で引用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該規定に係る基準については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現に第一種製造者である者(その製造設備が特定液化石油ガススタンド及び圧縮天然ガススタンドであるものを含む。)については、新規則第五条第一項第二十四号(同新規則第六条第一号及び第七条第一項第一号で引用する場合を含む。)の規定のうち配管に係る部分は、適用しない。

第五条 この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、圧縮天然ガススタンドである製造施設において高圧ガスの製造を行っている者については、新規則第七条第一項第二号及び同条第二項第四号の規定にかかわらず、当該規定に係る基準については、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行前に交付された取去証の様式については、新規則様式第三十五の様式にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 特定製造者は、平成六年四月一日から平成九年三月三十一日までに旧規則第二十八条の規定により講習を受けた者に、新規則第二十七条第二項の規定にかかわらず、当該講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に第二回又は第三回以降の法第二十七条の二第六項で規定する講習を受けさせなければならない。

第八条 この省令の施行前に、高圧ガス保安法第六十二条第六項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させた証票は、新規則様式第三十六の様式にかかわらず、なお従前の例による。

(手続等の効力の引継ぎ)
第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、旧規則の規定によつてした手続きその他の行為は、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

(その他の措置の告示への委任)
第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この省令の施行に関し必要な経過措置は、告示で定める。

附則 (平成九年三月二十七日通商産業省令第三九号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十条まで及び第十二条から第十五条までの規定は、平成九年四月二日から施行する。

附則 (平成一〇年三月二十七日通商産業省令第二七号)
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一年三月三十一日通商産業省令第三七号) 抄
第一条 この省令は、平成一一年四月一日から施行する。

(手続等の効力の引継ぎ)
第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした手続きその他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成一一年九月三〇日通商産業省令第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成一一年十月一日から施行する。

附則 (平成一二年一〇月六日通商産業省令第九〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前にした特定製造事業所の分割については、この省令による改正後のコンビナート等保安規則第五条第一項第四号イ及び同項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成一二年三月一日通商産業省令第二三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年三月二十八日通商産業省令第四五号)
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三十一日通商産業省令第六七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

(経過措置)
第一条 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に改正前のコンビナート等保安規則第三十四条第二項ただし書の届出をした者は、改正後のコンビナート等保安規則第三十四条第二項ただし書の届出をした者とみなす。

附則 (平成一二年三月三十一日通商産業省令第七八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年六月三〇日通商産業省令第一二八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にされた保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任に係る保安技術管理者等届書又は製造保安責任者免状の写しの提出については、この省令による改正後のコンビナート等保安規則(以下「改正コンビネール」という。)第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にされた保安主任者の選任又は解任に係る保安主任者等届書又は製造保安責任者免状の写しの提出については、改正コンビネール第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にされた保安企画推進員の選任又は解任に係る保安主任者等届書又は書面の提出については、改正コンビネール第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行前にされた保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の代理者の選任若しくは解任に係る保安統括者等代理者届書の提出については、改正コンビネール第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年一〇月三十一日通商産業省令第三二四号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二六日経済産業省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二九日経済産業省令第九九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成十四年三月二〇日経済産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二八日経済産業省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年九月三〇日経済産業省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年二月三十一日経済産業省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日経済産業省令第四一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年七月二五日経済産業省令第八六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二四日経済産業省令第三四号)

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二九日経済産業省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日経済産業省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日経済産業省令第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に前条の規定による改正前の特定事業省令第十三条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受けている同項第三号の圧縮方法及び同項第四号の保安の確保の方法による場合については、第二条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第六条第二項第一号ハ(イ)及び第三条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第五号第二項第一号ハ(イ)に規定する経済産業大臣が認めた措置を講じているものとみなす。この場合において、これらの規定中「可燃性ガス中の酸素の容量が全容量に対して当該措置に応じ経済産業大臣が認めた割合」とあるのは、「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成十六年経済産業省令第五十六号)附則第二条の規定による改正前の経済産業省令関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する

省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第十三条第一項に規定された特例に関する措置に係る構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項の構造改革特別区域計画に記載した圧縮を行う可燃性ガス中の酸素の容量の全容量に対する割合の上限」とする。

附 則（平成一六年一月三〇日経済産業省令第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令による改正後の保安検査の方法は、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。ただし、次項に掲げる場合はこの限りでない。

2 この省令による改正前の液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

第四条 この省令の施行の際、現に自ら保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている認定保安検査実施者が行う保安検査の方法は、この省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。

第五条 この省令の施行の際、現に冷凍保安規則第六十九条、液化石油ガス保安規則第六十条第一項第二号若しくは第九十七条、一般高圧ガス保安規則第六十条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号若しくは第九十九条又はコンビナート等保安規則第五十条第一項第二号、第八号から第十号まで、第三十六号若しくは第四十八号若しくは第五十四条の規定により経済産業大臣が認めている基準に係る保安検査の方法は、なお従前の例によることができる。

第六条 この省令の施行の際、現に液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書又はコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の規定の適用を受けている高圧ガス設備に係る耐圧試験の適用除外の期間は、なお従前の例によることができる。

第七条 この省令による改正後の、冷凍保安規則別表第三及び別表第四、液化石油ガス保安規則別表第四及び別表第五、並びにコンビナート等保安規則別表第五、別表第六、別表第七及び別表第八に規定する完成検査又は保安検査に係る認定の基準については、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者がこの省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一七年三月二一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月二四日経済産業省令第二六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第五条第一項第一号の許可を受け、特定圧縮水素スタンドである製造施設において高圧ガスの製造を行っている者については、第二条又は第三条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第七条の三の規定又はコンビナート等保安規則第七条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月三〇日経済産業省令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に附則第二条の規定による改正前の特定事業省令第五条又は第二十一条に規定された特例に関する措置の適用を受けている試験研究施設における変更の工事については、第四条又は第六条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第十五条第一項第五号又はコンビナート等保安規則第十四条第一項第五号に規定する経済産業大臣が軽微なものと認めたものとみなす。

附 則（平成一七年九月一日経済産業省令第八六号）

この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二九日経済産業省令第八九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号ニ、液化石油ガス保安規則第二条第一項第一号ニ、コンビナート等保安規則第二条第一項第五号ニ及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第一条第二項第六号ニの規定の適用については、これらの規定中「若しくは同条第二十二項の福祉ホーム」とあるのは、「同条第二十二項の福祉ホーム若しくは同法附則第四十一条第一項、附則第四十八条若しくは附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項の身体障害者更生援護施設、附則第四十八条の精神障害者社会復帰施設若しくは附則第五十八条第一項の知的障害者援護施設」とする。

附 則（平成一九年三月二八日経済産業省令第二二二号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月一九日経済産業省令第二二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附則（平成二十三年八月二六日経済産業省令第四八号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、第一条中一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号及び第二条中コンビナート等保安規則第五条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（コンビナート等保安規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に設置されている設備については、第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第五条第一項第五十八号の二及び第六十五号の二の規定は、この省令の公布の日から一年間は、適用しない。

附則（平成二十四年三月二八日経済産業省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三〇日経済産業省令第二五号）
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年四月一日から施行する。）

附則（平成二十四年四月一日から施行する。）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、特定圧縮水素スタンドである製造施設において高圧ガスの製造をしている者又は当該製造施設の設置若しくは変更のための工事に着手している者については、第一条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第七条の三若しくは第八十二条第三項の規定又は第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第七条の三若しくは第三十七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十五年三月二九日経済産業省令第一二号）

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附則（平成二十五年四月二二日経済産業省令第六五号）

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

附則（平成二十六年三月一七日経済産業省令第一二号）

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附則（平成二十六年四月二二日経済産業省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年五月三〇日経済産業省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年十一月二〇日経済産業省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年九月二九日経済産業省令第六八号）

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、改正規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項」に改める部分は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年二月二六日経済産業省令第一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年四月一日経済産業省令第六五号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年六月三〇日経済産業省令第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。

附則（平成二十八年十一月一日経済産業省令第一〇五号）抄

(施行期日)
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（この省令による改正前のコンビナート等保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスであつて、この省令による改正後のコンビナート等保安規則（以下「改正コンビナート」という。）第二条第一項第二号に規定する毒性ガス又はこの省令による改正前のコンビナート等保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスであつて、改正コンビナート第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスに該当するもの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正コンビナート第五条第一項及び第二項、第十条、第十一条、第十九条並びに第三十七条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

第六条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（改正コンビナート第二条第一項第三号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「コンビナート」に規定する特定不活性ガス」という。）の製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正コンビナート第五条第一項、第十条、第十九条及び第三十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（コンビナートに規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正コンビナート第五条第二項及び第十一條の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることのできる。

附 則（平成二十九年三月二日経済産業省令第一四号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年五月八日経済産業省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月三〇日経済産業省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十一月五日経済産業省令第八三三号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年一月一六日経済産業省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月三〇日経済産業省令第六号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月三十日から施行する。ただし、第一条中容器保安規則第四条、第十四条、第二十三条、第三十条第一項、第三十二条及び第三十六条の改正規定、第二条、第三条、第四条中一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号ニ、第三条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第三項の改正規定、第五条中コンビナート等保安規則第二条第一項第五号ニの改正規定並びに第六条中国際相互承認に係る容器保安規則第一条、第十四条及び第二十三条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年七月一七日経済産業省令第四八号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年一月一四日経済産業省令第六一号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに第三条中様式第三十七、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十七及び様式第五十七の二の改正規定 公布の日

二 第七條 平成三十年十一月三十日

(経過措置)

第二条 この省令の施行（附則第一条本文の規定による施行をいう。以下本条において同じ。）の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることのできる。

2 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による届出をしている者であつて、この省令の施行の際現に津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、第二条による改正後の冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十五条第十項、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第十項の規定、第四条による改正後の一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十三条第十項の規定及び第六条による改正後のコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十二条第十項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることのできる。

3 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による届出をしている事業所については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、第二条による改正後の冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十五条第二項第七号、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第二項第七号、第四条による改正後の一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十三条第二項第七号の規定及び第六条による改正後のコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十二條第二項第七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年二月二七日経済産業省令第七二号）

この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。

附 則（平成三十一年一月二日経済産業省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（保安検査の方法に関する経過措置）

第二条 高压ガス保安法第三十五条第一項の保安検査の方法は、第一条の規定による改正後の一般高压ガス保安規則第八十二条第二項の規定及び第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第三十七条第二項の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二九日経済産業省令第二一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際に現に高压ガス保安法第五条の許可を受け、又はその許可を申請している者に係る製造施設については、第一条の規定による改正後の一般高压ガス保安規則第七条の三及び第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第七条の三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一日経済産業省令第三六号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和元年十一月二日経済産業省令第四一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月一七日経済産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月三〇日経済産業省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年二月二二日経済産業省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月二九日経済産業省令第二〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に高圧ガス保安法（以下「法」という。）第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設については、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第十八号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設の法第八条又は第十二条第一項及び第二項の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に法第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている貯蔵所又は法第十七条の二第一項若しくは第十九条第四項の届出をしている貯蔵所の法第十六条第二項又は第十八条第二項の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、又はその許可の申請をしている者に係る製造施設については、この省令による改正後のコンビナート等保安規則第二条第一項第十九号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、又はその許可の申請をしている者に係る製造施設の法第八条の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

6 この省令の施行の際現に法第二十条第一項ただし書に規定する指定完成検査機関の指定を受けている者又は法第三十五条第一項第一号に規定する指定保安検査機関の指定を受けている者に係る指定の区分については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

附則（令和三年四月二二日経済産業省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

- 一 茨城県の区域のうち、鹿嶋市（光の区域に限る。）及び神栖市（東和田、東深芝、深芝及び砂山の区域に限る。）の区域
- 二 千葉県の区域のうち、市原市（五井海岸のうち一番地から三番地まで、五番地、六番地及び十番地、五井南海岸のうち二番地から十四番地まで、千種海岸のうち一番地から三番地まで、五番地及び六番地、姉崎海岸のうち一番地から三番地まで及び五番地並びに八幡海岸通十二番地の区域に限る。）及び袖ヶ浦市（北袖のうち一番地から二十五番地までの区域に限る。）の区域
- 三 神奈川県の区域のうち、川崎市川崎区（浮島町、殿町三丁目、小島町、田町三丁目（神奈川県臨海鉄道株式会社浮島線以南の区域に限る。）、千鳥町、塩浜三丁目（日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。）、塩浜四丁目（日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。）、夜光一丁目から夜光三丁目まで、水江町、池上新町三丁目（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。）、池上町（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。）、扇町、浅野町、南渡田町、大川町、白石町、田辺新田及び扇島（川崎市と横浜市との境界線以西の区域に限る。）、末広町、大黒町、生麦一丁目及び生麦二丁目（川崎市と横浜市との境界線以東の区域に限る。）、及び同市磯子区（鳳町、新磯子町及び新森町の区域に限る。）の区域
- 四 三重県の区域のうち、四日市市（北納屋町、末広町、千歳町、午起二丁目、大協町二丁目、三郎町、霞一丁目、日永東二丁目、大浜町、雨池町、大字六呂見、大字日永、大字馳出、塩浜本町一丁目、浜旭町、小浜町、石原町、三田町、東邦町、宮東町二丁目、宮東町三丁目、塩浜町、大字塩浜、川尻町、大治田町及び大治田三丁目（高砂一丁目及び高砂二丁目）の区域に限る。）の区域
- 五 大阪府の区域のうち、堺市（築港八幡町、築港南町、大浜西町、出島西町、築港新町一丁から築港新町三丁まで、石津西町及び築港浜寺町の区域に限る。）及び高石市（高砂一丁目及び高砂二丁目）の区域に限る。）の区域
- 六 岡山県の区域のうち、岡山市海岸通一丁目及び倉敷市（水島川崎通一丁目、水島西通一丁目、水島中通一丁目から水島中通四丁目まで、水島海岸通一丁目から水島海岸通五丁目まで、潮通一丁目から潮通三丁目まで、松江四丁目）のうち（一）、〇二八番地、一、〇三五番地の一、一、〇五五番地の三、一、一四三番地及び一、一七七番地の区域、南畝四丁目二五〇番地及び児島塩生字新浜の区域に限る。）の区域
- 七 広島県の区域のうち大竹市（明治新開、御幸町、東栄一丁目から東栄三丁目まで及び南栄三丁目）並びに山口県の区域のうち岩国市（装束町一丁目及び装束町六丁目）の区域に限る。）及び玖珂郡（和木町のうち和木六丁目）の区域
- 八 山口県の区域のうち、周南市（由加町、宮前町、新宮町、那智町、晴海町、徳山港町、御影町、渚町、野村南町、開成町、古市一丁目、小川屋町、港町、福川南町、新田二丁目及び室尾二丁目）の区域
- 九 愛媛県の区域のうち、新居浜市（菊本町一丁目、大江町、西原町三丁目及び惣開町の区域に限る。）の区域
- 十 大分県の区域のうち、大分市（一の洲、中ノ洲及び大字鶴崎に限る。）の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成二十九年一月一日現在における行政区画その他の区域又は道路若しくは鉄道によつて表示されたものとする。

別表第2(第5条関係)

14	エチルベンゼン	常用の温度	160未満	179	190以上220未	220以上250未	250以上280未	280以上310	340以上未	34	上以04
13	エチルエーテル	常用の温度	70未満	70以上100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190未	190以上	256		
12	エチルアルコール	常用の温度	100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190未	190以上220未	220以上250	250以上	503	
11	エチルアミン	常用の温度	40未満	40以上70未満	70以上100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190	190以上		
10	エタン	常用の温度	20未満	20以上10未満	10以上40未満	40以上		288			
9	イソプロピルアルコール	常用の温度	100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190未	190以上220未	220以上	630		
8	イソブレン	常用の温度	70未満	70以上100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190未	190以上220	220以上		
7	一酸化炭素	常用の温度	全て温度において								
6	アンモニア	常用の温度	40未満	40以上70未満	70以上100未満	100以上130未	130以上		408		
5	アセトン	常用の温度	70未満	70以上100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190未	190以上220	220以上	468	
4	アセトアルデヒド	常用の温度	40未満	40以上70未満	70以上100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190	190以上		
3	アセチレン	常用の温度	10未満	10以上40未満	40以上				510		
2	アクロレイン	常用の温度	70未満	70以上100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190未	190以上220	220以上	468	
1	アクリロニトリル	常用の温度	100未満	100以上130未	130以上160未	160以上190未	190以上220未	220以上250	250以上		

次に掲げるガスの種類及び常用の温度の区分に応じ次に掲げるkの数値に1,000を乗じて得た数値

	4 8		4 7		4 6		4 5		4 4		4 3		4 2		4 1		4 0		3 9		3 8	
	ベンゼン		ヘキサン		ブロムメチル		プロパン又はプロピレン		ブチルアルデヒド		ブチルアルコール		ブタン又はブチレン		ブタジエン		ビニルアセチレン		二硫化炭素		二塩化エチレン	
	k	常用の温度	k	常用の温度	k	常用の温度	k	常用の温度	k	常用の温度	k	常用の温度	k	常用の温度	k	常用の温度	k	常用の温度	k	常用の温度	常用の温度	
	3 9	1 0 0 未満	6 5	7 0 未満	7	4 0 未満	1 7 8	1 0 未満	4 6	1 0 0 未満	3 2	1 3 0 未満	1 2 8	4 0 未満	1 7 0	4 0 未満	1 1 7	4 0 未満	8 0	7 0 未満	1 0	1 0 0 未満
	7 8	満 1 0 0 以上 1 3 0 未	1 6 2	7 0 以上 1 0 0 未満	1 2	4 0 以上 7 0 未満	3 2 8	1 0 以上 4 0 未満	8 7	満 1 0 0 以上 1 3 0 未	4 1	満 1 3 0 以上 1 6 0 未	2 2 9	4 0 以上 7 0 未満	2 7 2	4 0 以上 7 0 未満	2 1 0	4 0 以上 7 0 未満	1 1 9	7 0 以上 1 0 0 未満	1 3	満 1 0 0 以上 1 3 0 未
	1 4 7	満 1 3 0 以上 1 6 0 未	3 5 6	満 1 0 0 以上 1 3 0 未	2 3	7 0 以上 1 0 0 未満	4 9 7	4 0 以上 7 0 未満	1 6 0	満 1 3 0 以上 1 6 0 未	8 5	満 1 6 0 以上 1 9 0 未	3 6 0	7 0 以上 1 0 0 未満	4 2 0	7 0 以上 1 0 0 未満	3 6 2	7 0 以上 1 0 0 未満	2 0 7	満 1 0 0 以上 1 3 0 未	2 3	満 1 3 0 以上 1 6 0 未
	2 1 7	満 1 6 0 以上 1 9 0 未	5 1 8	満 1 3 0 以上 1 6 0 未	3 2	1 0 0 以上 1 3 0 未	7 3 7	7 0 以上 1 0 0 未満	2 2 8	満 1 6 0 以上 1 9 0 未	1 3 6	満 1 9 0 以上 2 2 0 未	5 0 3	満 1 0 0 以上 1 3 0 未	6 5 7	満 1 0 0 以上 1 3 0 未	5 1 5	満 1 0 0 以上 1 3 0 未	2 9 4	満 1 3 0 以上 1 6 0 未	3 7	満 1 6 0 以上 1 9 0 未
	2 9 0	満 1 9 0 以上 2 2 0 未	6 4 8	1 6 0 以上	4 2	満 1 3 0 以上 1 6 0 未	8 8 8	1 0 0 以上	3 0 0	満 1 9 0 以上 2 2 0 未	1 9 0	満 2 2 0 以上 2 5 0 未	6 4 0	1 3 0 以上	8 4 8	1 3 0 以上	6 8 0	満 1 3 0 以上 1 6 0 未	3 9 0	満 1 6 0 以上 1 9 0 未	5 2	満 1 9 0 以上 2 2 0 未
	3 6 4	0 未満 2 2 0 以上 2 5		5 6	0 未満 1 6 0 以上 1 9			4 0 2	0 未満 2 2 0 以上 2 5	2 7 2	0 未満 2 5 0 以上 2 8					9 6 0	0 未満 1 6 0 以上 1 9	4 9 5	0 未満 1 9 0 以上 2 2	6 7	0 未満 2 2 0 以上 2 5	
	3 8 8	2 5 0 以上		6 8	1 9 0 以上			4 5 6	2 5 0 以上	3 1 6	2 8 0 以上					1, 1 7 0	1 9 0 以上	6 0 5	満 2 2 0 以上 2 5 0 未	8 3	満 2 5 0 以上 2 8 0 未	
																	5	7 5	満 未 0 8 2 上 以 0 5	2	1 4 0	2 上 以 0 8
																	5	7 9	上 以 0 8			

49	ペンタン	常用の温度	40未満	40以上70未満	70以上100未満	100以上130未満	130以上160未満	160以上												
50	メタン	常用の温度	65	84	240	401	550	648												
51	メチルアルコール	常用の温度	100未満	100以上130未満	130以上160未満	160以上190未満	190以上220未満	220以上250未満	250以上											
52	メチルイソブチルケトン	常用の温度	19	38	64	88	120	160	188											
53	メチルエチルケトン	常用の温度	46	51	121	194	263	342	463											
54	メチルエーテル	常用の温度	36	61	115	165	222	295	360											
55	モノメチルアミン	常用の温度	10未満	10以上40未満	40以上70未満	70以上100未満	100以上130未満	130以上												
56	硫化水素	常用の温度	40未満	40以上70未満	70以上100未満	100以上	366	456												

備考1 表中の常用の温度の単位は、℃とする。

2 上表に掲げるガス以外のガスに係るKは、次に掲げる算式により得られた数値による。

$$K = 4.1(T-T_0) \times 10^3$$

この式において、Tは、当該ガスのある貯蔵設備又は処理設備内における当該ガスの常用の温度(単位:℃)の数値、T₀は、当該ガスの圧力零パスカルにおける沸点(単位:℃)の数値を表すものとする。

ただし、①(T-T₀)の数値が111以上の場合には、111とする。

②(T-T₀)の数値が11.0以下の場合には、11.0とする。

③ 当該ガスに係るT₀が0未満-50以上であるガスであつて、(T-T₀)の数値が22.2以下の場合には、②にかかわらず、当該ガスに係る(T-T₀)の数値は、22.2とする。

④ 当該ガスに係るT₀が-50未満-100以上であるガスであつて、(T-T₀)の数値が33.3以下の場合には、②にかかわらず、当該ガスに係る(T-T₀)の数値は、33.3とする。

⑤ 当該ガスに係るT₀が-100未満-200以上であるガスであつて、(T-T₀)の数値が55.5以下の場合には、②にかかわらず、(T-T₀)の数値は、55.5とする。

⑥ 当該ガスに係るT₀が-200未満であるガスにあつては、②にかかわらず、(T-T₀)の数値は、111とする。

別表第三(第十九条関係)

検査項目

1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合

一 第五条第一項第一号の境界線及び警戒標

完成検査の方法

一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法(以下この表及び別表第四において「目視等」という。)により検査する。

二 第五条第一項第二号の可燃性ガスの製造施設の保安距離	二 貯蔵設備及び処理設備の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
三 第五条第一項第三号の可燃性ガスの製造施設の事業所境界線等に対する保安距離	三 貯蔵設備及び処理設備の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から保安物件又は当該製造事業所の境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
四 第五条第一項第四号の毒性ガスの製造施設及びガス設備の保安距離	四 製造施設の外面から当該製造事業所の境界線に対する距離及びガス設備の外面から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
五 第五条第一項第五号のその他のガスの製造施設の保安距離	五 貯蔵設備及び処理設備の外面から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
六 第五条第一項第六号の経済産業大臣が定める設備の保安距離	六 貯蔵設備及び処理設備の外面から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
七 第五条第一項第七号の保安のための宿直施設に対する保安距離	七 貯蔵設備及び処理設備の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から保安のための宿直施設に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
八 第五条第一項第八号の製造設備の隣接境界線までの距離	八 可燃性ガス及び毒性ガスの製造設備の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から、他の製造事業所と隣接する当該製造事業所の境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
九 第五条第一項第九号の保安区画の区分及び面積	九 保安区画の区分及び面積を図面及び目視等により検査する。
十 第五条第一項第十号の保安区画内の高圧ガス設備の配置	十 保安区画内の高圧ガス設備及び同一製造施設に属する可燃性ガスのガス設備の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から、隣接保安区画内の高圧ガス設備に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十一 第五条第一項第十号の保安区画内の高圧ガス設備の燃焼熱量の数値	十一 保安区画内の高圧ガス設備の燃焼熱量の数値を記録により検査する。
十二 第五条第一項第十一号の高圧ガス設備間の距離	十二 可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から他の可燃性ガス又は酸素の製造設備の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十三 第五条第一項第十二号の可燃性ガスの貯槽の高圧ガス設備に対する距離	十三 可燃性ガスの貯槽の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から貯槽以外の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十四 第五条第一項第十三号の貯槽間の距離	十四 可燃性ガスの貯槽の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十五 第五条第一項第十四号の火気を取り扱う施設までの距離等	十五 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備の外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする。）から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十六 第五条第一項第十五号のガス設備の気密な構造	十六 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備の気密な構造を、組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布又はガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により確認する。
十七 第五条第一項第十六号のガス設備に使用されている材料	十七 ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。

<p>十八 第五条第一項第十七号の高圧ガス設備の耐圧試験</p>	<p>十八 高圧ガス設備を耐圧試験用設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその記録により検査する。ただし、当該設備が移送等に係るものであつて、当該設備の内部及び外部について、目視等及び経済産業大臣が定める非破壊検査設備を用いた測定又はその記録により欠陥の有無を検査し、当該設備に割れ、傷、腐食等の欠陥がないことが確認された場合、又は発見された欠陥がグラインダー加工等で補修できる程度の軽微なものであつて、当該補修部分を非破壊検査設備を用いた測定による検査で異常のないことが確認された場合は、この限りでない。</p>
<p>十九 第五条第一項第十八号の高圧ガス設備の気密試験</p>	<p>十九 高圧ガス設備を耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。</p>
<p>二十 第五条第一項第十九号の高圧ガス設備の強度</p>	<p>二十 高圧ガス設備が十分な強度を有していることを非破壊検査設備等肉厚測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。ただし、計算による強度の算定が困難な等の場合は、常用の圧力の四倍の圧力で行う耐圧試験若しくはその記録による検査又は抵抗線ひずみ計による応力の測定若しくはその記録による検査に代えることができる。</p>
<p>二十一 第五条第一項第二十号の高圧ガス設備の温度計等</p>	<p>二十一 高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>二十二 第五条第一項第二十一号の高圧ガス設備の圧力計</p>	<p>二十二 高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。</p>
<p>二十三 第五条第一項第二十一号の高圧ガス設備の安全装置</p>	<p>二十三 高圧ガス設備の安全装置の設置状況を目視等、図面等により検査する。パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>二十四 第五条第一項第二十二号の高圧ガス設備の安全弁等の放出口</p>	<p>二十四 高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出口の位置及び放出口の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p>
<p>二十五 第五条第一項第二十三号の高圧ガス設備の基礎</p>	<p>二十五 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。</p>
<p>二十六 第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の耐震に関する性能</p>	<p>二十六 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視等及び図面により検査する。</p>
<p>二十七 第五条第一項第二十五号の特殊反応設備の内部反応監視装置</p>	<p>二十七 内部反応監視装置の設置状況を目視等及び図面により検査する。</p>
<p>二十八 第五条第一項第二十六号の特殊反応設備に講じた危険な状態となることを安全に、かつ、有効に防止するための措置</p>	<p>二十八 特殊反応設備に講じた危険な状態となることを安全に、かつ、有効に防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、図面又は記録のいずれかにより検査するとともに、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>二十九 第五条第一項第二十七号の特殊反応設備等に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置</p>	<p>二十九 特殊反応設備又は可燃性ガス、毒性ガス若しくは酸素の高圧ガス設備に講じた当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>三十 第五条第一項第二十八号の特殊反応設備等に講じた内容物を緊急かつ安全に移送する措置等</p>	<p>三十 特殊反応設備又は可燃性ガス若しくは毒性ガスの高圧ガス設備に講じた当該設備の内容物を当該設備外に緊急かつ安全に移送し、及び処理することができる措置の状況を目視等及び図面により検査する。</p>
<p>三十一 第五条第一項第二十九号の可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置</p>	<p>三十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視等により検査する。</p>
<p>三十二 削除</p>	<p>三十二 削除</p>
<p>三十三 第五条第一項第三十一号の貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置</p>	<p>三十三 可燃性ガス若しくは毒性ガスの貯槽又はこれらの貯槽以外の貯槽であつて可燃性ガスの貯槽の周辺又は可燃性物質を取り扱う設備の周辺にあるもの及びそれらの支柱に講じた温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>三十四 第五条第一項第三十二号の地盤面上に設置する貯槽及びその支柱の耐熱又は冷却上有効な措置</p>	<p>三十四 地盤面上に設置する特定液化石油ガス貯槽及びその支柱に講じた十分な耐熱性を有するための措置又は有効に冷却するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>三十五 第五条第一項第三十三号の液化ガス貯槽の液面計等</p>	<p>三十五 液化ガス貯槽に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合に於ては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>

<p>三十六 第五条第一項第三十四号の可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置</p> <p>三十七 第五条第一項第三十五号の貯槽の周囲の流出を防止するための措置</p> <p>三十八 第五条第一項第三十六号の防液堤内及び周辺の設備設置制限</p> <p>三十九 第五条第一項第三十八号の地盤面下に埋設された貯槽</p>	<p>三十六 可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置の設置状況を目視等により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十七 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p> <p>三十八 防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類を目視等により検査し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p> <p>三十九 貯槽及び特定液化石油ガス貯槽室等の設置状況を目視等、図面及び記録により検査する。</p>
<p>四十 第五条第一項第三十九号の一部が地盤面下に埋設された貯槽の腐食防止措置</p> <p>四十一 削除</p>	<p>四十 貯槽の地盤面下にある部分の腐食を防止する措置の状況を目視等又は記録により検査する。</p> <p>四十一 削除</p>
<p>四十二 第五条第一項第四十号のアルシン等の製造設備の不活性ガス置換ができる構造</p>	<p>四十二 アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視等及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視等及び図面により検査する。</p>
<p>四十三 第五条第一項第四十一号の毒性ガスのガス設備に係る配管等の接合</p>	<p>四十三 毒性ガスのガス設備に係る配管等について、その接合状況を目視等、図面等により検査する。</p>
<p>四十四 第五条第一項第四十二号の毒性ガスのガス設備に係る配管の二重管</p>	<p>四十四 毒性ガスのガス設備に係る配管の二重管の措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、二重管に講じた当該ガスの漏えいを検知するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。なお、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合は、当該措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>四十五 第五条第一項第四十三号の貯槽の配管に設けたバルブ</p>	<p>四十五 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況を目視等、図面等により検査し、その機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>四十六 第五条第一項第四十四号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置</p>	<p>四十六 貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>四十七 第五条第一項第四十五号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置</p>	<p>四十七 作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。</p>
<p>四十八 第五条第一項第四十六号のアルシン等の製造設備に講じた安全に、かつ、速やかに除害するための措置</p>	<p>四十八 アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の製造設備に講じた当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置の状況を、目視等によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>四十九 第五条第一項第四十七号の可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置</p>	<p>四十九 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視等によるほか、記録等により検査する。</p>
<p>五十 第五条第一項第四十八号の高圧ガス設備に係る電気設備</p>	<p>五十 可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備の位置及び当該ガスに対し防爆性能を有する構造であることを目視等によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>五十一 第五条第一項第四十九号の製造設備のインターロック機構</p>	<p>五十一 可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備の計装回路について、インターロック機構の設置状況を図面又は記録により検査し、その機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>五十二 第五条第一項第五十号の製造施設に講じた停電等により機能が失われることのない措置</p>	<p>五十二 製造施設に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>五十三 第五条第一項第五十一号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造</p>	<p>五十三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しないような構造等を目視等により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>五十四 第五条第一項第五十二号の毒性ガスの製造施設の識別及び危険標識</p>	<p>五十四 毒性ガスの製造施設の識別することができるような措置及び危険標識の設置状況を目視等により検査する。</p>
<p>五十五 第五条第一項第五十三号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p>	<p>五十五 可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視等及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>

五十六 第五条第一項第五十四号の可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の製造施設の防火設備	五十六 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の製造施設の防火設備の設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。
五十六の二 第五条第一項第五十四号の二の特定不活性ガスの製造施設の防火設備	五十六の二 特定不活性ガスの製造施設の防火設備の設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。
五十七 第五条第一項第五十五号のベントスタック	五十七 ベントスタックの設置状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
五十八 第五条第一項第五十六号のフレアースタック	五十八 フレアースタックの設置位置、燃焼能力及び構造を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
五十九 第五条第一項第五十八号の圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所等に講じた容器の破裂防止のための措置	五十九 圧縮アセチレンガスの充填場所及び充填容器の容器置場に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視等又は五十九の二 第五条第一項第五十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容器の破裂器置場に（車両に固定した容器等に充填する場所及び当該容器の充填容器の容器置場に（車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視等及び図面により検査する。
六十 第五条第一項第五十九号の圧縮機と圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所等との間の障壁	六十 圧縮機と圧縮アセチレンガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁及び当該ガスを容器に充填する場所と当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。
六十一 第五条第一項第六十号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁	六十一 圧縮機とメカガバスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。
六十二 第五条第一項第六十一号の可燃性ガスの製造施設の計器室	六十二 計器室の位置を目視等及び図面により検査し、又は測定により検査するとともに、計器室の構造及び当該室内へのガスの侵入を防止するための措置を目視等及び図面により検査する。
六十三 第五条第一項第六十二号の保安用不活性ガス等	六十三 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の特定製造事業所について、保安用不活性ガス又はスチームの保有状況を目視等及び記録により検査する。
六十四 第五条第一項第六十三号の通報を速やかに行うための措置	六十四 通報を速やかに行うための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を実際を使用して検査する。
六十五の二 第五条第一項第六十四号の貯槽の沈下状況の測定	六十五 貯槽の沈下の程度を測定するためのベンチマーク等の設備が設けられていることを、目視等又は記録により検査する。
六十五の三 第五条第一項第六十四号の二のイの界面計の設置	六十五の二 液化石油ガス岩盤貯槽に設けられた界面計の設置状況を目視等により検査し、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
六十五の四 第五条第一項第六十四号の二のロの水封機能を維持するための措置	六十五の三 水封機能を維持するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を記録により検査する。
六十五の五 第五条第一項第六十四号の二のハの金属管の腐食を防止するための措置	六十五の四 金属管の腐食を防止するための措置の状況を目視等、図面及び記録により検査する。
六十五の六 第五条第一項第六十四号の二のニの液化石油ガス岩盤貯槽に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	六十五の五 液化石油ガス岩盤貯槽に講じた液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六十六 第五条第一項第六十五号の二ホの金属管の地上部分の破損を防止するための措置	六十六の六 金属管の破損を防止するための措置の状況を目視等及び図面により検査する。
六十七 第五条第一項第六十五号イの容器置場の警戒標	六十七 容器置場の警戒標の掲示の状況を目視等により検査する。
六十七 第五条第一項第六十五号ハの毒性ガスの容器置場の保安距離	六十七 毒性ガスの容器置場の外面から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
六十八 第五条第一項第六十五号ニの毒性ガス以外のガスの容器置場の第一種置場距離及び第二種置場距離	六十八 容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
六十九 第五条第一項第六十五号ホの容器置場の障壁	六十九 容器置場の障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。
七十 第五条第一項第六十五号ヘの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置	七十 可燃性ガス及び酸素の充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
七十一 第五条第一項第六十五号トの容器置場のガスが滞留しない構造	七十一 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。

<p>七十二 第五条第一項第六十五号チのジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場</p> <p>七十三 第五条第一項第六十五号リのアルシン等の容器置場に講じた安全に、かつ、速やかに除害するための措置</p> <p>七十三の二 第五条第一項第六十五号ヌの二階建の容器置場の構造</p> <p>七十四 第五条第一項第六十五号ルの可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の容器置場の消火設備</p> <p>2 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合</p>	<p>七十二 ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場が当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なものであることを目視等によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>七十三 アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場に講じた当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>七十三の二 二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p> <p>七十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の容器置場の消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。</p>
<p>一 第五条の二第二項で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、前項第一号、第五号から第七号まで、第九号、第十八号、第四十五号から第四十七号まで、第五十二号、第五十六号及び第六十三号から第六十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十五号から第四十七号まで、第五十二号、第五十六号及び第六十三号から第六十五号までに掲げるもの</p> <p>二 第五条の二第二項第一号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、前項第一号、第十六号から第二十六号まで、第三十三号、第三十五号、第三十七号、第三十八号、第四十七号、第五十二号、第五十六号及び第六十三号から第六十五号までに掲げるもの</p> <p>三 第五条の二第二項第二号の敷地境界までの距離等</p> <p>四 第五条の二第二項第三号の貯槽に設けた安全装置等</p> <p>五 第五条の二第二項第四号の蒸発器に講じた能力が不足し、かつ、速やかに遮断するための措置</p> <p>六 第五条の二第二項第五号の貯槽の配管に設けたバルブ</p> <p>七 第五条の二第二項第六号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置</p> <p>八 第五条の二第二項第七号の車両の衝突を防止する措置</p> <p>九 第五条の二第二項第八号の製造設備の設置場所</p> <p>3 製造設備が特定液化石油ガススタンドである製造施設の場合</p>	<p>一 前項第一号、第五号から第七号まで、第九号、第十号、第十六号から第二十六号まで、第三十三号、第三十五号、第三十七号、第三十八号、第四十五号から第四十七号まで、第五十二号、第五十六号及び第六十三号から第六十五号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 前項第一号、第十六号から第二十六号まで、第三十三号、第三十五号、第三十七号、第三十八号、第四十七号、第五十二号、第五十六号及び第六十三号から第六十五号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>三 貯槽及び処理設備の外周から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離が確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p> <p>四 貯槽に設置した安全装置及び当該安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>五 蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>六 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況を目視等、図面等により検査する。</p> <p>七 貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>八 製造設備の周囲に講じた車両の衝突を防止する措置の状況を目視等及び図面により検査する。</p> <p>九 製造設備の設置場所におけるガスが漏えいしたとき滞留しない状況を目視等、図面等により検査する。</p>
<p>一 第六条第一項第一号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十三号から第二十号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十一号、第三十四号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十五号、第五十六号、第六十二号から第六十六号まで、</p>	<p>第一項第一号から第三号まで、第六号から第十一号まで、第十三号から第二十号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十一号、第三十四号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十五号、第五十六号、第六十二号から第六十六号まで、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p>

<p>で、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げるもの</p>	<p>二 デイスペンサーの保安距離に係る第六条第一項第二号で二準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第二号、第三号及び第六号から第八号までに掲げるものとする。により検査を行う。</p>
<p>三 第六条第一項第三号の車両の停止位置又は貯槽と車両間との防護措置</p>	<p>三 地盤面上に設置した貯槽の外側から車両の停止位置に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定することができるときは、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。</p>
<p>4 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設の場合</p>	<p>一 第七条第一項第一号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号から第三号まで、第六号から第十三号、第三十五号から第三十八号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十五号、第五十六号及び第六十一号から第六十五号までに掲げるもの</p>
<p>二 デイスペンサーの保安距離に係る第七条第一項第二号で二準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第二号、第三号及び第六号から第八号までに掲げるもの</p>	<p>二 第一項第二号、第三号及び第六号から第八号までに掲げる完成検査の方法の規定中の処理設備をデイスペンサーに読み替えたもの（第二号関係の完成検査の方法にあつては、製造設備をデイスペンサーに読み替えたものとする。）により検査を行う。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p>
<p>三 第七条第一項第三号のデイスペンサーの屋根</p>	<p>三 デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>四 第七条第一項第四号の車両の停止位置又は貯槽と車両間の防護措置</p>	<p>四 地盤面上に設置した貯槽の外側から車両の停止位置に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。</p>
<p>五 第七条第一項第五号の圧縮天然ガスの過充填防止のための措置</p>	<p>五 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。また、安全装置を設けた場合にあつては、その機能を作動試験又はその記録により確認する。</p>
<p>六 第七条第一項第六号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>六 圧縮天然ガススタンドの外側から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>七 第七条第一項第七号の他の高圧ガス設備との間の距離</p>	<p>七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から他の可燃性ガス又は酸素の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p>
<p>七の二 第七条第一項第八号の圧縮水素スタンドの設備との間の距離</p>	<p>七の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p>
<p>八 第七条第二項第一号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第十四号、第十六号から第二十六号まで、第三十一号、第三十三号、第四十七号、第四十九号、第五十号、第五十二号、第五十三号、第六十四号及び第六十五号に掲げるもの</p>	<p>八 第一項第一号、第十四号、第十六号から第二十六号、第三十一号、第三十三号、第四十七号、第四十九号、第五十号、第五十二号、第五十三号、第六十四号及び第六十五号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p>

九 第七条第二項第二号の敷地境界までの距離等	九 高圧ガス設備の外面から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離が確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十 第七条第二項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	十 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十一 第七条第二項第四号のデイスペンサーから公道の道路境界線に対する距離	十一 デイスペンサーの外面から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十二 第七条第二項第五号の防火壁	十二 防火壁の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十三 第七条第二項第六号の緊急時に遮断するための措置	十三 配管に講じた緊急時に圧縮天然ガスの供給を遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十四 第七条第二項第七号の圧縮機に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	十四 圧縮機に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十五 第七条第二項第八号の貯槽に取り付けられた配管に講じた遮断措置	十五 配管に講じた遮断措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十六 第七条第二項第九号のデイスペンサーに設置された遮断装置	十六 デイスペンサーに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七 第七条第二項第九号のデイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置	十七 デイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十八 第七条第二項第十号の配管の設置位置等	十八 配管の設置位置又は配管が設置されているトレンチの構造を目視等により検査する。
十九 第七条第二項第十一号の漏えいガスを検知し、警報し、かつ、自動停止するための装置	十九 施設に講じたガス漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十 第七条第二項第十二号の感震装置	二十 感震装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十一 第七条第二項第十三号の製造設備の自動停止装置の起動装置	二十一 自動停止装置の起動装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十二 第七条第二項第十四号の圧縮機の自動停止等の措置	二十二 圧縮機の運転を自動停止する措置の機能を作動試験又はその記録により検査し、遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁の自動閉止、閉止の検知及び異常時に警報を発する措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十三 第七条第二項第十五号のガス設備の設置位置等	二十三 ガス設備の設置位置を目視等により検査する。なお、車両の衝突のおそれがある場合であつて、車両の衝突を防止する措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
二十四 第七条第二項第十六号のデイスペンサーの屋根	二十四 デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
二十五 第七条第二項第十七号の車両の停止位置又は貯槽と車両間の防護措置	二十五 地盤面上に設置した貯槽の外面から車両の停止位置に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
二十六 第七条第二項第十八号の火気を取り扱う施設までの距離等	二十六 圧縮天然ガススタンドの外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十七 第七条第二項第十九号の圧縮天然ガスの過充填防止のための措置	二十七 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。

二十八 第七条第二項第二十号の他の高圧ガス設備との間の距離	二十八 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から他の可燃性ガス又は酸素の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
二十八の二 第七条第二項第二十号の二の圧縮酸素スタンドの設備との間の距離	二十八の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から圧縮酸素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二十九 第七条第二項第二十一号の圧縮天然ガススタンドの消火設備	二十九 圧縮天然ガススタンドの消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。
5 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合 一 第七条の二第一項第一号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第十六号から第二十六号まで、第三十六号、第四十七号、第四十九号、第五十号、第五十二号、第五十三号、第五十六号、第六十四号及び第六十五号に掲げるもの 二 第七条の二第一項第二号の敷地境界までの距離等	一 第一項第一号、第十六号から第二十六号まで、第三十六号、第四十七号、第四十九号、第五十号、第五十二号、第五十三号、第五十六号、第六十四号及び第六十五号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二 高圧ガス設備の外面から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
三 第七条の二第一項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等 四 第七条の二第一項第四号イの貯槽の地盤面下埋設 五 第七条の二第一項第四号ロの貯槽内の液化天然ガスの温度上昇防止の措置 六 第七条の二第一項第四号ハの貯槽室の構造等	三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。 四 貯槽の地盤面下埋設の状況を目視等によるほか、図面及び記録により検査する。 五 貯槽内の液化天然ガスの温度が上昇しないような措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を実験又はその記録により検査する。
七 第七条の二第一項第四号ニの貯槽を貯槽室内に設置しない場合の措置 八 第七条の二第一項第五号のディスプレイから公道の道路境界線に対する距離	七 貯槽の地盤への固定の状況、腐食を防止する措置、地盤面上に講じた措置並びに断熱及び凍結防止のための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。 八 ディスプレイの外面から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
九 第七条の二第一項第六号の防火壁	九 防火壁の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十 第七条の二第一項第七号の貯槽の配管に設けた速やかに遮断するための措置 十一 第七条の二第一項第八号のディスプレイに設置された遮断装置	十 貯槽の配管に設けた速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を実験又はその記録により検査する。 十一 ディスプレイに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該遮断装置の機能を実験又はその記録により検査する。
十二 第七条の二第一項第八号のディスプレイに講じた漏えいを防止するための措置 十三 第七条の二第一項第九号の配管の設置場所等	十二 ディスプレイに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。 十三 配管の設置場所又は配管が設置されているトレンチの構造を目視等により検査する。
十四 第七条の二第一項第十号の漏えいガスを検知し、警報し、かつ、自動停止するための装置 十五 第七条の二第一項第十一号の貯槽間の距離	十四 施設に講じたガス漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を実験又はその記録により検査する。 十五 貯槽間の距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。

十六 第七条の二第一項第十二号の液面計	十六 貯槽の液面計の設置状況を目視等及び図面により検査する。
十七 第七条の二第一項第十三号の貯槽の配管に設けたバルブ	十七 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況を目視等により検査する。
十八 第七条の二第一項第十四号の感震装置	十八 感震装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十九 第七条の二第一項第十五号の製造設備の自動停止装置の起動装置	十九 自動停止装置の起動装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十 第七条の二第一項第十六号の加圧設備の自動停止等の措置	二十 加圧設備の運転を自動停止する措置の機能を作動試験又はその記録により検査し、遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁の自動閉止、閉止の検知及び異常時に警報を発する措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十一 第七条の二第二項第十七号のガス設備の設置位置等の措置	二十一 ガス設備の設置位置を目視等により検査する。なお、車両の衝突のおそれがある場合であつて、車両の衝突を防止する措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
二十二 第七条の二第二項第十八号のデイスペンサーの屋根	二十二 デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
二十三 第七条の二第二項第十九号の火気を取り扱う施設までの距離等	二十三 液化天然ガススタンドの外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることを目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十四 第七条の二第二項第二十号の高圧ガス設備間の距離	二十四 液化天然ガススタンドの処理設備の外面から他の可燃性ガス又は酸素の製造設備の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
6 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合	一 第七条の三第一項第一号で準用する第五条第一項各号の一 第一項第一号から第三号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号から第二十六号まで、第三十一号、第三十三号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十六号、第六十二号から第六十五号まで、第六十六号、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げるもの
一の二 第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
一の三 第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置	一の三 液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
一の四 第七条の三第二項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置	一の四 貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二 デイスペンサーの保安距離に係る第七条の三第一項第二号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第二号、第三号及び第六号から第八号までに掲げるもの	二 第一項第二号、第三号及び第六号から第八号までに掲げる完成検査の方法の規定中の処理設備をデイスペンサーに読み替えたもの(第一項第八号関係の完成検査の方法にあつては、製造設備をデイスペンサーに読み替えたものとする。)により検査を行う。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
三 第七条の三第一項第三号の緊急時に遮断するための措置	三 配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四 第七条の三第一項第四号の貯槽に取り付けられた配管に講じた遮断措置	四 配管に講じた遮断措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

<p>五 第七条の三第一項第五号のデイスペンサーに設置された遮断装置</p> <p>六 第七条の三第一項第五号のデイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置</p> <p>七 第七条の三第一項第六号の配管の設置位置等</p> <p>八 第七条の三第一項第七号のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p> <p>九 第七条の三第一項第八号のデイスペンサーの屋根</p> <p>十 第七条の三第一項第九号の車両の停止位置又は貯槽と車両間の防護措置</p> <p>十一 第七条の三第一項第十号の火気を取り扱う施設までの距離等</p> <p>十二 第七条の三第一項第十一号の圧縮水素の過充填防止のための措置</p> <p>十三 第七条の三第一項第十二号の他の高圧ガス設備との間の距離</p> <p>十三の二 第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離</p> <p>十四 第七条の三第一項第十三号の圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置</p> <p>十五 第七条の三第一項第十三号の配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置</p> <p>十六 第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置</p> <p>十六の二 第七条の三第一項第十五号の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造</p> <p>十六の三 第七条の三第一項第十五号口の蓄圧器の劣化を防止するための措置</p> <p>十六の四 第七条の三第一項第十六号の同号イ及びロ設備と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁</p> <p>十六の五 第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置</p>	<p>五 デイスペンサーに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>六 デイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>七 配管の設置位置又は配管が設置されているトレントの構造を目視等により検査する。</p> <p>八 可燃性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視等及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>九 デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。</p> <p>十 地盤面上に設置した貯槽の外面から車両の停止位置に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。</p> <p>十一 圧縮水素スタンドの外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十二 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。</p> <p>十三 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から他の可燃性ガス又は酸素の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p> <p>十四 圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十五 配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十六 常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十六の二 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視等によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。</p> <p>十六の三 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>十六の四 次に掲げる設備とメカガスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。</p> <p>イ 圧縮機</p> <p>ロ 液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器</p> <p>十六の五 水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
--	---

十六の六 第七条の三第一項第十八号液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	十六の六 液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七 第七条の三第二項第一号で準用する第五条第一項各号十七の検査項目のうち、第一項第一号、第十六号から第二十三号号まで、第二十六号、第三十一号、第三十三号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号、第五十号、第五十二号、第五十三号及び第六十五号に掲げるもの	十七の二 第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
十七の二 第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち、第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げるもの	十七の三 可燃性ガスの貯槽の外から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七の四 第七条の三第二項第一号の三の高圧ガス設備の基礎	十七の四 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。
十八 第七条の三第二項第二号の敷地境界までの距離等	十八 高圧ガス設備の外から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十九 第七条の三第二項第二号の二の冷凍設備の保安距離	十九 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の外から巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十九の二 第七条の三第二項第二号の二の設備距離を要しない冷凍設備	十九の二 冷凍設備の設置状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
二十 第七条の三第二項第三号のデイスペンサーから公道の道路境界線に対する距離	二十 デイスペンサーの外から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二十一 第七条の三第二項第四号の防火壁	二十一 防火壁の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二十二 第七条の三第二項第五号の緊急時に遮断するための措置	二十二 配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十三 第七条の三第二項第六号の圧縮機に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	二十三 圧縮機に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十四 第七条の三第二項第七号の貯槽に取り付けられた配管に講じた遮断措置	二十四 配管に講じた遮断措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十五 第七条の三第二項第八号のデイスペンサーに設置された遮断装置	二十五 デイスペンサーに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十六 第七条の三第二項第八号のデイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置	二十六 デイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
二十七 第七条の三第二項第九号の配管の設置位置等	二十七 配管の設置位置又は配管が設置されているトレンチの構造を目視等により検査する。
二十八 第七条の三第二項第十号の圧力リリーフ弁	二十八 圧力リリーフ弁の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十八の二 第七条の三第二項第十号の二の貯槽に設けた安全装置	二十八の二 貯槽に設置した安全装置の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を作動試験又はその記録により検査する。

二十八の三 第七条の三第二項第十号の二の圧力リリーフ弁	二十八の三 圧力リリーフ弁の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十八の四 第七条の三第二項第十号の三の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置	二十八の四 蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十九 第七条の三第二項第十一号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管	二十九 高圧ガス設備の安全弁又は破裂板及び圧力リリーフ弁の放出管の開口部の位置及び放出管の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
二十九の二 第七条の三第二項第十一号の二の液化水素を気化し、及び加温する措置	二十九の二 液化水素の放出は、気化し、及び加温した後、放出管に接続されることを目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
三十 第七条の三第二項第十二号の流量が著しく増加することを防止するための措置	三十 蓄圧器の出口に設けた圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十一 第七条の三第二項第十三号の遮断装置等の配置	三十一 圧縮水素の蓄圧器、及び蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた遮断装置等の配置状況を目視等、図面等により検査する。
三十二 第七条の三第二項第十四号の圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管等の接合	三十二 圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管等について、その接合状況を目視等、図面等により検査する。
三十三 第七条の三第二項第十五号の移動式製造設備の停止位置に講じた温度の上昇を防止するための措置	三十三 移動式製造設備の停止位置に講じた温度の上昇を防止するための装置の設置状況を目視等又は図面により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十四 第七条の三第二項第十六号の漏えいガスを検知し、警報し、かつ、自動停止するための装置	三十四 施設に講じたガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十五 第七条の三第二項第十七号の感震装置	三十五 感震装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十六 第七条の三第二項第十八号のデイスペンサーの周囲に講じた火災を検知し、警報し、かつ、自動停止するための装置	三十六 デイスペンサーの周囲に講じた火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十七 第七条の三第二項第十九号の蓄圧器に講じた火災を検知し、警報し、かつ、自動的に停止するとともに温度の上昇を防止するための装置	三十七 蓄圧器に講じた火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するとともに温度の上昇を防止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十八 第七条の三第二項第二十号の蓄圧器の温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に停止するとともに温度の上昇を防止するための装置	三十八 蓄圧器に講じた温度の上昇を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するとともに温度の上昇を防止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十九 第七条の三第二項第二十一号の製造設備の自動停止装置等の起動装置	三十九 自動停止装置及び自動温度上昇防止装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四十 第七条の三第二項第二十二号の圧縮機の自動停止等の措置	四十 圧縮機の運転を自動停止する措置の機能を作動試験又はその記録により検査し、遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁の自動閉止、閉止の検知及び異常時に警報を発する措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四十一 第七条の三第二項第二十三号のガス設備の設置位置	四十一 ガス設備の設置位置を目視等により検査する。なお、車両の衝突のおそれがある場合であつて、車両の衝突を防止する措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
四十二 第七条の三第二項第二十四号のデイスペンサーの屋根	四十二 デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
四十三 第七条の三第二項第二十五号のデイスペンサーのホースの破損を防止するための措置	四十三 デイスペンサーのホースに講じた破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四十四 第七条の三第二項第二十六号の車両の停止位置又は貯槽と車両間の防護措置	四十四 地盤面上に設置した貯槽の外周から車両の停止位置に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
四十五 第七条の三第二項第二十七号の火気を取り扱う施設までの距離等	四十五 圧縮水素スタンドの外周から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況

<p>四十六 第七条の第三第二項第二十八号の圧縮水素の過充填防止のための措置</p> <p>四十七 第七条の第三第二項第二十九号の他の高圧ガス設備との間の距離</p>	<p>を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>四十六 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。</p>
<p>四十七の二 第七条の第三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離</p>	<p>四十七 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から他の可燃性ガス又は酸素の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p> <p>四十七の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p>
<p>四十八 第七条の第三第二項第三十号の圧縮機、液化水素昇圧ポンプ、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の障壁等</p> <p>四十九 第七条の第三第二項第三十一号の圧縮水素スタンドの消火設備</p>	<p>四十八 圧縮機、液化水素昇圧ポンプ、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。なお、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。</p> <p>四十九 圧縮水素スタンドの消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。</p>
<p>五十 第七条の第三第二項第三十二号の通報を速やかに行うための措置</p>	<p>五十 通報を速やかに行うための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。</p>
<p>五十一 第七条の第三第二項第三十三号イの容器置場の警戒標</p>	<p>五十一 容器置場の警戒標の掲示の状況を目視等により検査する。</p>
<p>五十二 第七条の第三第二項第三十三号ロの容器置場の敷地境界までの距離等</p>	<p>五十二 容器置場の外面から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離が確保できない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p>
<p>五十三 第七条の第三第二項第三十三号ハの容器置場に講じた直射日光を遮るための措置</p>	<p>五十三 可燃性ガスの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>五十四 第七条の第三第二項第三十三号ニの容器置場のガスが滞留しない構造</p>	<p>五十四 可燃性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>五十五 第七条の第三第二項第三十三号ホの可燃性ガスの容器置場の消火設備</p>	<p>五十五 可燃性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。</p>
<p>五十六 第七条の第三第二項第三十三号ヘの容器置場の車両の衝突を防止する措置</p>	<p>五十六 容器置場に講じた車両の衝突を防止する措置の状況を目視等及び図面により検査する。</p>
<p>五十七 第七条の第三第二項第三十三号トの圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置</p>	<p>五十七 圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>五十八 第七条の第三第二項第三十三号トの配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置</p>	<p>五十八 配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>五十九 第七条の第三第二項第三十四号の常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置</p>	<p>五十九 常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>六十 第七条の第三第二項第三十五号の蓄圧器が危険な状態となつたときに圧縮水素を安全に放出するための措置</p>	<p>六十 圧縮水素を安全に放出するために蓄圧器に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>六十一 第七条の第三第二項第三十六号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造</p>	<p>六十一 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>

六十二	第七条の第三項第三十六号口の蓄圧器の劣化を防止するための措置	六十二	複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止する措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
六十三	第七条の第三項第三十七号の高圧ガス設備の基礎	六十三	液化水素が通る部分の基礎の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
7	コンビナート製造事業所間の導管以外の導管の場合	一	導管の設置されている場所の状況を目視等又は図面若しくは記録により検査する。
一	第九条第一号の導管の設置場所	二	地盤面上の導管の設置状況を目視等により検査し、当該導管に係る標識の記載内容及び設置状況を目視等又は記録により検査する。
二	第九条第二号の地盤面上の導管の設置及びその標識	三	地盤面下の導管の埋設状況を目視等又は図面若しくは記録により検査し、当該導管に係る標識の記載内容及び設置状況を目視等又は記録により検査する。
三	第九条第三号の地盤面下の導管の埋設及びその標識	四	水中の導管の設置状況を図面又は記録により検査する。
四	第九条第四号の水中の導管の設置	五	導管を耐圧試験用設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその記録により検査する。
五	第九条第五号の導管の耐圧試験	六	導管を気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。
六	第九条第五号の導管の気密試験	七	導管が十分な強度を有していることを非破壊検査設備等肉厚測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。ただし、計算による強度の算定が困難なものの等の場合は、常用の圧力の四倍の圧力で行う耐圧試験若しくはその記録による検査又は抵抗線ひずみ計による応力の測定若しくはその記録による検査に代えることができる。
七	第九条第六号の導管の強度	八	導管の内面及び外面の腐食を防止するための措置の状況を目視等又は記録により検査する。ただし、電気防食措置を講じた導管については、対地電位の測定又はその記録により検査する。
八	第九条第七号の導管の腐食を防止するための措置	九	導管の応力を吸収するための措置の状況を目視等及び記録により検査する。
九	第九条第七号の導管の応力を吸収するための措置	十	導管の温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等により検査する。
十	第九条第八号の導管の温度の上昇を防止するための措置	十一	導管内の圧力の上昇を防止するための措置の状況を目視等及び記録により検査する。なお、バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
十一	第九条第九号の導管内の圧力の上昇を防止するための措置	十二	酸素又は天然ガスを輸送する導管と圧縮機との間の水分を除去するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を目視等又は記録により検査する。
十二	第九条第十号の酸素又は天然ガスを輸送する導管と圧縮機との間の水分除去の措置	十三	通報を速やかに行うための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。
十三	第九条第十一号の事業所を連絡する導管に講じた通報を速やかに行うための措置	8	コンビナート製造事業所間の導管の場合
一	第十条第一号で準用する第九条各号の検査項目のうち、前項第一号、第四号から第七号まで及び第十号から第十二号までに掲げるもの	一	前項第一号、第四号から第七号まで及び第十号から第十二号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二	第十条第二号の導管の標識	二	地盤面上及び地盤面下に設置された導管に係る標識の記載内容及び設置状況を目視等又は図面により検査する。
三	第十条第三号の導管の腐食を防止するための措置	三	導管の内面及び外面の腐食を防止するための措置の状況を目視等又は記録により検査する。ただし、電気防食措置を講じた導管については、対地電位の測定又はその記録により検査する。
四	第十条第四号の導管等の材料	四	導管、管継手及びバルブに使用されている材料を図面又は記録により検査する。
五	第十条第五号の導管等の構造	五	導管等の構造が荷重に対して安全なものであることを目視等及び記録により検査し、又は図面により検査する。
六	第十条第六号の導管の伸縮吸収措置	六	導管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所について、伸縮吸収措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
七	第十条第七号及び第八号の導管等の接合及び接合部の点検を可能とするための措置	七	導管等の接合箇所を目視等又は図面により検査するとともに、フランジ接合によつて接合されている箇所については、当該箇所の点検を可能とするための措置について目視等又は図面により検査する。
八	第十条第九号の導管等の溶接による接合	八	導管等が溶接により接合されている場合について、その接合箇所を目視等又は図面により検査し、かつ、溶接方法及び非破壊試験結果を記録により検査する。
九	第十条第十号の導管の地盤面下埋設	九	導管の地盤面下への埋設状況を目視等又は図面により検査する。
十	第十条第十一号の導管の道路下埋設	十	導管の道路下への埋設状況を目視等又は図面により検査する。
十一	第十条第十二号の導管の線路敷下埋設	十一	導管の線路敷下への埋設状況を目視等又は図面により検査する。
十二	第十条第十三号の導管の河川保全区域内埋設	十二	導管の河川保全区域内における埋設状況を目視等又は図面により検査する。

十三	第十条第十四号の導管の地盤面上設置	十三	導管の地盤面上における設置状況を目視等又は図面により検査する。
十四	第十条第十五号及び第十六号の導管の道路横断設置	十四	道路を横断して設置された導管の設置状況を目視等又は図面により検査する。
十五	第十条第十七号の導管の線路敷下横断埋設	十五	線路敷を横断して埋設された導管の埋設状況を目視等又は図面により検査する。
十六	第十条第十八号の導管の河川等横断設置	十六	橋上に設置された導管の設置状況を目視等又は図面により検査する。
十七	第十条第十九号から第二十一号の導管の河川等下横断埋設	十七	河川等を横断して埋設された導管の埋設状況を目視等又は図面により検査する。
十八	第十条第二十二号の導管の海底設置	十八	海底に設置された導管の設置状況を目視等又は図面により検査する。
十九	第十条第二十三号の導管の海面上設置	十九	海面上に設置された導管の設置状況を目視等又は図面により検査する。
二十	第十条第二十四号の導管の漏えいガス拡散防止措置	二十	導管のうち、二重管にされている箇所及び漏えい拡散防止措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二十一	第十条第二十五号の導管の二重管部分のガス漏えい検知警報設備	二十一	導管の二重管部分におけるガス漏えい検知警報設備の設置状況を目視等及び記録によるほか、必要に応じ図面により検査し、かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十二	第十条第二十六号の導管系の運転状態を監視する装置	二十二	導管系の運転状態を監視する装置の設置状況を目視等又は図面により検査する。
二十三	第十条第二十七号の導管系の異常な事態が発生した場合にその旨を警報する装置	二十三	導管系の異常な事態が発生した場合にその旨を警報する装置の設置状況を目視等又は図面により検査する。
二十四	第十条第二十八号の導管系の安全制御装置	二十四	導管系の安全制御装置の設置状況及び機能を目視等又は記録により検査する。
二十五	第十条第二十九号の導管系のガス漏えい検知警報設備等	二十五	可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの導管系におけるガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口の設置状況を目視等及び記録によるほか、必要に応じ図面により検査し、かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十六	第十条第三十号の導管に設ける緊急遮断装置等	二十六	緊急遮断装置等の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十七	第十条第三十一号の導管の内容物除去装置	二十七	内容物除去装置の設置状況を目視等又は図面により検査する。
二十八	第十条第三十二号の導管の経路に設ける感震装置等	二十八	感震装置等の設置状況を目視等又は図面により検査する。
二十九	第十条第三十三号の導管系の保安用接地等	二十九	保安用接地等の設置状況を目視等又は図面により検査する。
三十	第十条第三十四号から第三十六号の導管系の絶縁	三十	導管系の絶縁状況を目視等又は図面により検査する。
三十一	第十条第三十七号の導管系に講じた落雷による導管への影響を回避するための措置	三十一	導管系に講じた落雷による導管への影響を回避するための措置の状況を目視等又は図面により検査する。
三十二	第十条第三十八号の導管系に講じた停電等のときに機能が失われることのない措置	三十二	導管系に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十三	第十条第三十九号の導管の経路に設ける巡回監視車等	三十三	巡回監視車、保安用資機材倉庫等の設置状況を目視等により検査する。
9	連絡等に係る項目		
備考	<p>一 第十一条第二項のコンビナート製造者の連絡用直通電話</p> <p>一 当該関連事業所の事務所間及び作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話等の設置状況を目視等又は図面等により検査する。</p>		
別表第四（第三十七条第二項第四号関係）			
検査項目	<p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合</p> <p>一 第五条第一項第十四号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	保安検査の方法	<p>一 特定不活性ガスの製造設備の外から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいした</p>

<p>二 第五条第一項第二十九号の特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置</p> <p>三 第五条第一項第四十号のアルシン等の製造設備の不活性ガス置換ができる構造</p> <p>四 第五条第一項第四十七号の特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置</p> <p>五 第五条第一項第五十一号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造</p> <p>六 第五条第一項第五十三号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p> <p>七 第五条第一項第五十四号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備</p> <p>八 第五条第一項第六十五号トの容器置場のガスが滞留しない構造</p> <p>九 第五条第一項第六十五号ルの特定不活性ガスの容器置場の消火設備</p> <p>製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合</p> <p>二 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第一号の境界線及び警戒標</p> <p>三 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第六号の経済産業大臣が定める設備の保安距離</p> <p>四 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第七号の保安のためめの宿直施設に対する保安距離</p> <p>五 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第九号の保安区画の区分及び面積</p> <p>六 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第十号の保安区画内の高圧ガス設備の配置</p> <p>七 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第十五号のガス設備の気密な構造</p> <p>八 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第十六号のガス設備に使用されている材料</p> <p>九 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第十七号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第十九号の高圧ガス設備の強度</p> <p>十 第五条の二第二項で準用する第五条第一項第十八号の高圧ガス設備の気密試験</p>	<p>ガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二 特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視等により検査する。</p> <p>三 アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視等及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視等及び図面により検査する。</p> <p>四 特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視等によるほか、記録等により検査する。</p> <p>五 特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しないような構造等を目視等により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p> <p>六 特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視等及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>七 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>八 特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p> <p>九 特定不活性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。</p> <p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況並びに維持管理状況を目視等により検査する。</p> <p>二 貯蔵設備及び処理設備の外側から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p> <p>三 貯蔵設備及び処理設備の外側から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p> <p>四 貯蔵設備及び処理設備の外側から保安のためめの宿直施設に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p> <p>五 保安区画の区分及び面積を図面及び目視等により検査する。</p> <p>六 保安区画内の高圧ガス設備及び同一製造施設に属する可燃性ガスのガス設備の外側から、隣接保安区画内の高圧ガス設備に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p> <p>七 酸素のガス設備の気密な構造を、運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布若しくはガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により検査する。</p> <p>八 ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。</p> <p>九 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視等及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により検査する。</p> <p>十 高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。</p>
---	--

<p>十一 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第二十号の高圧ガス設備の温度計等</p> <p>十二 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第二十一号の高圧ガス設備の圧力計</p> <p>十三 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第二十一号の高圧ガス設備の安全装置</p> <p>十四 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第二十二号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管</p> <p>十五 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第二十三号の高圧ガス設備の基礎</p> <p>十六 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の耐震に関する性能</p> <p>十七 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第三十一号の貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置</p> <p>十八 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第三十三号の液化ガス貯槽の液面計等</p> <p>十九 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第三十五号の貯槽の周囲の流出を防止するための措置</p> <p>二十 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第三十六号の防液堤内及び周辺の設備設置制限</p> <p>二十一 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第四十三号の貯槽の配管に設けたバルブ</p> <p>二十二 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第四十四号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置</p> <p>二十三 第五条の二第一項で準用する第五条第一項第四十五号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置</p> <p>二十四 第五条の二第一項で準用する第五十号の製造設備に講じた停電等により機能が失われることのない措置</p> <p>二十五 第五条の二第一項で準用する第五十四号の酸素の製造施設の防火設備</p> <p>二十六 第五条の二第一項で準用する第五十六号の保安用不活性ガス等</p> <p>二十七 第五条の二第一項で準用する第五十六号の通報を速やかに行うための措置</p> <p>二十八 第五条の二第一項で準用する第五十六号の貯槽の沈下状況の測定</p> <p>二十九 第五条の二第二項第一号で準用する第一号、第七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十八号までに掲げる検査項目</p> <p>三十 第五条の二第二項第二号の敷地境界までの距離等</p>	<p>十一 高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十二 高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査する。</p> <p>十三 高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十四 酸素の高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管の開口部の位置及び放出管の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p> <p>十五 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。</p> <p>十六 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視等及び図面により検査する。</p> <p>十七 可燃性ガスの貯槽の周辺又は可燃性物質を取り扱う設備の周辺にある貯槽及びそれらの支柱に講じた温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十八 液化ガス貯槽に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合にあっては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十九 酸素の液化ガスの貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p> <p>二十 防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類を目視等により検査し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p> <p>二十一 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。</p> <p>二十二 酸素の貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十三 作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。</p> <p>二十四 製造施設に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十五 酸素の製造施設の防火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等によるほか記録等により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十六 酸素の特定製造事業所について、保安用不活性ガス又はスチームの保有状況を目視等及び記録により検査する。</p> <p>二十七 通報を速やかに行うための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。</p> <p>二十八 貯槽の沈下状況を、レベル用測定器を用いた測定又はその記録により検査し、沈下の程度に応じた措置が講じられていることを記録により検査する。</p> <p>二十九 第一号、第七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十八号までに掲げる保安検査の方法により検査する。</p> <p>三十 貯槽及び処理設備の外面から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。</p>
--	---

<p>三十一 第五条の二第二項第三号の貯槽に設けた安全装置等</p>	<p>なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p>
<p>三十二 第五条の二第二項第四号の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置</p>	<p>三十一 貯槽に設置した安全装置及び当該安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>三十三 第五条の二第二項第五号の貯槽の配管に設けたバルブ</p>	<p>三十二 蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>三十四 第五条の二第二項第六号の貯槽の配管に講じた安全にかつ、速やかに遮断するための措置</p>	<p>三十三 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。</p>
<p>三十五 第五条の二第二項第七号の車両の衝突を防止する措置</p>	<p>三十四 貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全にかつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>三十六 第五条の二第二項第八号の製造設備の設置場所</p>	<p>三十五 製造設備の周囲に講じた車両の衝突を防止する措置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。</p>
<p>二 第七条第二項第五号の防火壁</p>	<p>三十六 製造設備の設置場所におけるガスが漏えいしたとき滞留しない状況を目視等、図面等により検査する。</p>
<p>2の3 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合</p>	<p>一 デイスペンサーの外面から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p>
<p>二 第七条の二第一項第六号の防火壁</p>	<p>二 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視等により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。</p>
<p>3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合</p>	<p>一 第七条の三第一項第十四号常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置</p>
<p>二 第七条の三第一項第十六号同番号設備と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁</p>	<p>常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>三 第七条の三第一項第十八号液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置（第七条の三第二項第一号し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。）</p>	<p>二 液化水素昇圧ポンプ及び液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器とメガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。</p>
<p>四 第七条の三第二項第三十号液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の障壁等</p>	<p>三 液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>五 第七条の三第二項第三十四号常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置</p>	<p>四 液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。</p>
<p>4 コンビナート製造事業所間の導管の場合</p>	<p>五 常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>一 第十条第二十九号の導管系のガス漏えい検知警報設備等</p>	<p>一 特定不活性ガスの導管系におけるガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口の設置状況を目視等及び記録によるほか、必要に応じて図面により検査し、かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>

別表第五（第四十一条第一項関係）

項目	完成検査に係る認定の基準
一 本社の体制について	完成検査に係る認定の基準
イ 保安に係る基本姿勢	<p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p> <p>二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>
ロ 保安管理	<p>一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>二 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。</p> <p>三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p>
二 事業所の体制について	<p>三 認定完成検査実施者の行う検査（以下「認定完成検査」という。）の体制について</p> <p>イ 認定完成検査組織</p> <p>一 認定完成検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項、工事の安全に関する事項等（以下「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。</p> <p>五 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>六 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>
ロ 認定完成検査業務	<p>一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。</p> <p>二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p> <p>三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが、明確に定められ、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p> <p>四 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>
ハ 認定完成検査の検査管理	<p>一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、検査管理を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p>

<p>備考 上欄一ロの項下欄第四号及び上欄三ハの項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定完成検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定完成検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。</p> <p>別表第六(第四十一条第一項関係)</p> <p>項目</p>	<p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査管理を行う組織に所属する者(検査管理を行う組織の長を除く。)は、経験五年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。)で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員(本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。)が所属していること。</p> <p>五 検査管理に関する規程・基準類(チェックリスト等)が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。</p> <p>六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になっていること。</p>
<p>一 本社の体制について</p> <p>イ 保安に係る基本姿勢</p>	<p>完成検査に係る認定の基準</p> <p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者を理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p> <p>二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。</p> <p>三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理(認定完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。)を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p>
<p>二 事業所の体制について</p> <p>三 認定完成検査実施者の行う検査(以下「認定完成検査」という。)の体制について</p>	<p>経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に実行していること。</p>
<p>イ 認定完成検査組織</p>	<p>一 認定完成検査を実施する組織(以下この表において「検査組織」という。)が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査組織の長は、特定変更工事(工事に係る協力会社の管理を含む。)に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項、工事の安全に関する事項等(以下「工事計画書等」という。)を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 検査組織において、工事計画書等のとおり特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。</p> <p>五 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>六 検査組織に所属している者(検査組織の長を除く。)の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>
<p>ロ 認定完成検査業務</p>	<p>一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。</p>

ハ 認定完成検査の検査管理	<p>一 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p> <p>二 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p> <p>三 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。</p> <p>四 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、検査管理を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>五 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。</p> <p>五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。</p> <p>六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になっていること。</p>
備考 上欄一口の項下欄第四号及び上欄三ハの項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定完成検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定完成検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。	<p>別表第七（第四十三条第一項関係）</p> <p>項目</p> <p>一 本社の体制について</p> <p>イ 保安に係る基本姿勢</p> <p>ロ 保安管理</p> <p>保安検査に係る認定の基準</p> <p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p> <p>二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>二 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが、明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、保安管理を担当する役員が選任されていることを要する。</p> <p>三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p> <p>経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。</p>
<p>二 事業所の体制について</p> <p>三 認定保安検査実施者の行う検査（以下「認定保安検査」という。）の体制について</p> <p>イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置</p> <p>ロ 認定保安検査組織</p>	<p>一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。</p> <p>二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。</p> <p>三 運転を停止することなく保安検査を行う施設のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。</p> <p>一 認定保安検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>

	<p>二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>
<p>ハ 認定保安検査業務</p>	<p>一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になつていないこと。 一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、検査管理を行うことができる体制になつていないこと。 二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。 五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。 六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になつていないこと。</p>
<p>ニ 認定保安検査の検査管理</p>	<p>備考 一 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定保安検査実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄三イの項目については適用しないものとする。 二 上欄一ロの項下欄第四号及び上欄三ロの項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定保安検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定保安検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。</p>
<p>別表第八（第四十三条第一項関係）</p>	<p>保安検査に係る認定の基準</p>
<p>項目 一 本社の体制について イ 保安に係る基本姿勢</p>	<p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>
<p>ロ 保安管理</p>	<p>一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。</p>

	<p>三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告を行う。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p> <p>経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。</p>
<p>二 事業所の体制について</p>	<p>三 認定保安検査実施者の行う検査（以下「認定保安検査」という。）の体制について</p>
<p>イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置</p>	<p>一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。</p> <p>二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。</p> <p>三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。</p>
<p>ロ 認定保安検査組織</p>	<p>一 認定保安検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>
<p>ハ 認定保安検査業務</p>	<p>一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。</p> <p>二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p> <p>三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p> <p>四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>
<p>ニ 認定保安検査の検査管理</p>	<p>一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、検査管理を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で一人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。</p> <p>五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。</p> <p>六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>
<p>備考</p>	<p>一 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定保安検査実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄三イの項目については適用しないものとする。</p>

三 上欄一口の項下欄第四号及び上欄三二の項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定保安検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定保安検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

様式第1	(第3条関係)
様式第2	(第12条関係)
様式第3	(第13条関係)
様式第4	(第14条関係)
様式第5	(第15条、第16条関係)
様式第6	(第15条、第16条関係)
様式第7	(第16条関係)
様式第8	(第16条関係)
様式第9	(第18条関係)
様式第10	(第18条関係)
様式第11	(第21条関係)
様式第12	(第21条関係)
様式第13	(第22条関係)
様式第14	(第22条関係)
様式第14の2	(第26条関係)
様式第15	(第30条関係)
様式第16	(第33条関係)
様式第16の2	(第34条、第35条関係)
様式第17	(第34条、第35条関係)
様式第18	(第34条、第35条関係)
様式第19	(第35条関係)
様式第20	(第35条関係)
様式第21	(第36条関係)
様式第22	(第36条関係)
様式第22	(第36条関係)
様式第23	(第40条関係)
様式第24	(第41条関係)
様式第25	(第42条関係)
様式第26	(第43条関係)
様式第27	(第44条関係)
様式第28	(第44条関係)
様式第29	(第44条関係)
様式第30	(第44条関係)
様式第31	(第46条関係)
様式第32	(第46条関係)
様式第33	(第49条関係)
様式第33	(第49条関係)
様式第34	(第49条関係)
様式第34の2	(第49条の2関係)
様式第34の3	(第49条の2関係)
様式第34の4	(第49条の2関係)
様式第34の5	(第49条の2関係)
様式第34の6	(第49条の5関係)
様式第34の7	(第49条の5関係)
様式第34の8	(第49条の8関係)
様式第34の9	(第49条の10関係)
様式第34の10	(第49条の11関係)
様式第34の11	(第49条の14の2関係)
様式第34の12	(第49条の15関係)
様式第34の12の2	(第49条の15関係)
様式第35	(第51条関係)
様式第36	(第52条関係)
様式第37	(第53条関係)
様式第38	(第53条の2関係)
様式第39	(第53条の2関係)
